

滋賀県国民保護計画

資 料 編

滋 賀 県

目 次

【資料】

1	国民の保護に関する基本指針および国民保護計画等の関係	1
2	関係機関の連絡先	2
3	県の各部局における平素の業務	13
4	県の体制および職員の参集基準等	17
5	連絡調整本部<イメージ>	19
6	緊急事態連絡本部<イメージ>	20
7	県対策本部<イメージ>	21
8	国民の保護に関する措置の仕組み	22
9	情報の収集・伝達の流れ	23
10	警報の発令等の流れ	24
11	避難の指示の流れ	25
12	ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合【退避の指示について】	26
13	救援の実施の流れ	27
14	安否情報の収集・整理・提供の流れ	28
15	消防に関する指示の枠組み	29
16	生活関連等施設の安全確保の留意点	30
17	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による 救援の程度及び方法の基準	73
18	平素から集約・整理が必要な基礎的資料	78
19	地勢	80
20	降水量と平均気温（平年値）	81
21	人口	82
22	主要道路および鉄道網	83
23	隣接県に所在する原子力発電所	84

【様式】

1	救急・救助事故等即報（第3号様式／救急・救助事故等）	86
2	安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	87
3	安否情報収集様式（死亡住民）	88
4	安否情報報告書	89
5	安否情報照会書	90
6	安否情報回答書	91
7	被災情報の報告様式	92

【参考】

1	武力攻撃事態等対処法に基づく指定公共機関等	93
2	避難の指示（一例）	95
3	避難実施要領（一例）	97
4	滋賀県国民保護協議会条例	109
5	滋賀県国民保護対策本部および滋賀県緊急対処事態対策本部条例	110
6	滋賀県国民保護計画部会運営要綱	111

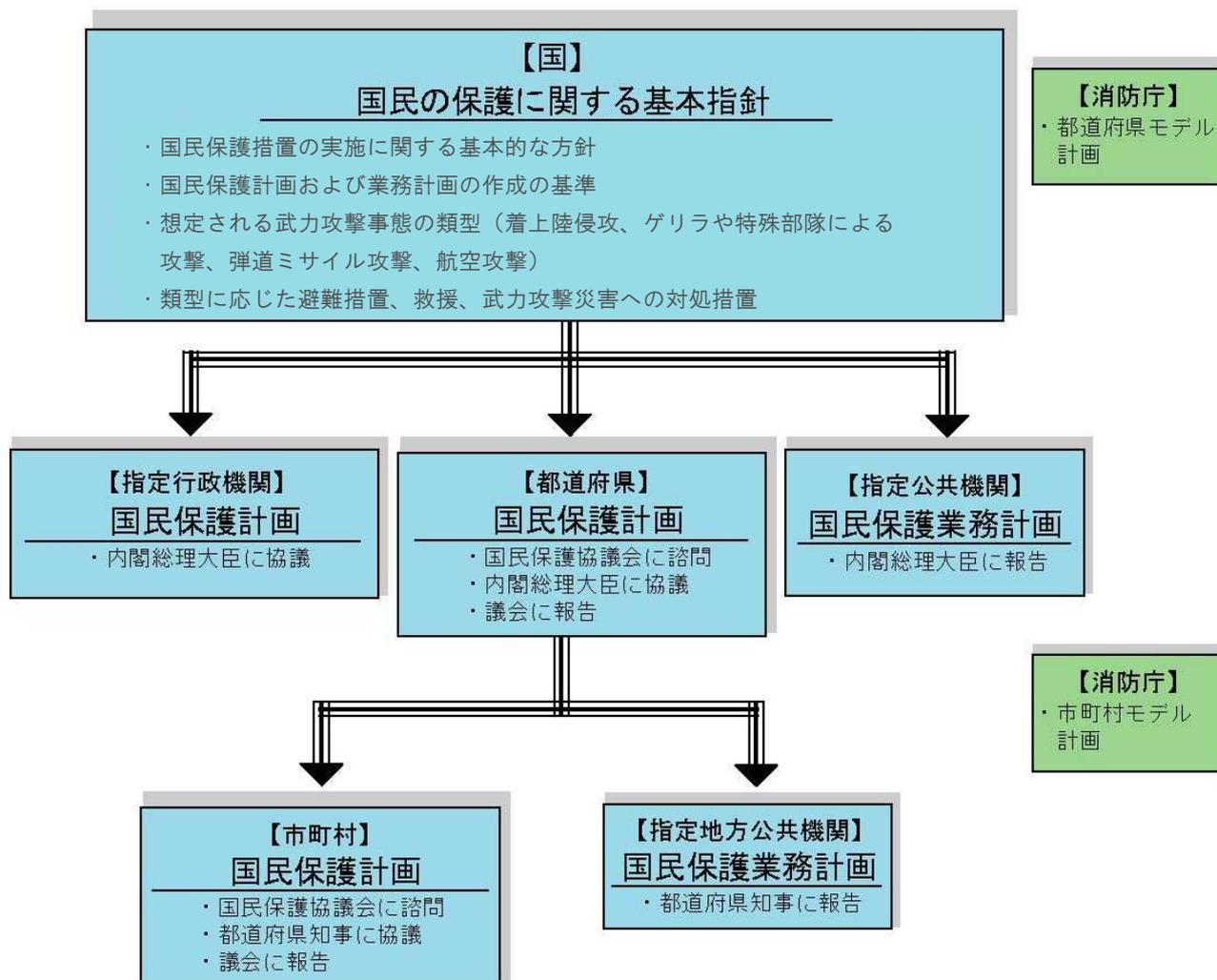
本編・資料編対照表

第1編	総論	本編P	資料編
第1章	県の責務、計画の位置づけ、構成等	1	資料1
第3章	国民の保護に関する措置の仕組み	6	資料8
第3章	関係機関の連絡先	9	資料2
第4章	地理的特徴	10	資料19, 20
第4章	社会的特徴	10	資料21, 22, 23
第4章	その他	11	資料18

第2編	平素からの備えや予防	本編P	資料編
第1章	県の各部局における平素の業務	17	資料3
第1章 第1	県の体制および職員の参集基準等	17	資料4
第1章 第2	市町の連絡先の把握等	21	資料2
第1章 第2	指定公共機関等の連絡先の把握等	21	資料2
第1章 第4	情報収集・提供等の体制整備	24	資料9
第1章 第4	警報等の通知先となる関係機関	25	資料2
第1章 第4	大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備	25	資料10
第1章 第4	安否情報の種類、収集および報告の様式	26	様式2, 3, 4
第1章 第4	被災情報収集のための準備	27	様式1, 7
第2章	基礎的資料の準備	29	資料18
第2章	基礎的資料の準備	29	資料18
第2章	運送事業者の輸送力の把握	30	資料18
第2章	輸送施設に関する情報の把握	30	資料18

第3編	武力攻撃事態等への対処	本編P	資料編
第1章	緊急事態連絡本部の設置	39	資料6
第2章	県対策本部の組織構成および機能	42	資料7
第3章	指定行政機関の長または指定地方行政機関の長等への措置要請	44	資料2
第3章	自衛隊の部隊等の派遣要請等	45	資料2
第4章 第1	警報の通知および伝達	49	資料10
第4章 第2	避難の指示等	51	資料11
第4章 第2	住民に対する避難の指示	53	参考2
第4章 第2	ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合【退避の指示について】	55	資料12
第4章 第2	弾道ミサイルによる攻撃の場合	55	資料11
第4章 第2	避難実施要領の策定	58	参考3
第5章	救援	61	資料13
第5章	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準	62	資料17
第5章	救援に関する基礎資料	62	資料18
第6章	安否情報の収集・提供	66	資料14
第6章	安否情報の収集	66	様式2, 3
第6章	総務大臣に対する報告	67	様式4
第6章	安否情報の照会の受付	67	様式5
第6章	安否情報の回答	67	様式6
第7章 第1	生活関連等施設の安全確保	70	資料16
第7章 第3	消防等に関する指示【知事が、消防庁長官から受ける消防に関する通知】	82	資料15
第8章	被災情報の収集および報告	83	様式1, 5

資料1 国民の保護に関する基本指針および国民保護計画等の関係



資料 2 関係機関の連絡先

【指定行政機関等】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付	100-0014	東京都千代田区永田町 2-4-12	(03) 3581-3465 (03) 3581-5671
内閣府	大臣官房 総務課	100-8914	東京都千代田区永田町 1-6-1	(03) 6257-1268 (03) 5510-0658
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	100-8974	東京都千代田区霞が関 2-1-2	(03) 3581-0141 (03) 3581-0744
警察庁	警備局 警備企画課	100-8974	東京都千代田区霞が関 2-1-2	(03) 3581-0141 (03) 3581-0744
金融庁	総合政策局 総務課	100-8967	東京都千代田区霞が関 3-2-1	(03) 3506-6021 (03) 3506-6267
消費者庁	総務課	100-8958	東京都千代田区霞が関 3-1-1	(03) 3507-9151 (03) 3507-9275
総務省	大臣官房 総務課	100-8926	東京都千代田区霞が関 2-1-2	(03) 5253-5090 (03) 5253-5093
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	100-8927	東京都千代田区霞が関 2-1-2	(03) 5253-7550 (03) 5253-7543
法務省	大臣官房 秘書課広報室	100-8977	東京都千代田区霞が関 1-1-1	(03) 3592-5396 (03) 3592-7728
公安調査庁	総務部 総務課	100-8977	東京都千代田区霞が関 1-1-1	(03) 3592-2638 (03) 3592-6605
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	100-8919	東京都千代田区霞が関 2-2-1	(03) 5501-8059 (03) 5501-8057
	総合外交政策局 人権人道課	100-8919	東京都千代田区霞が関 2-2-1	(03) 5501-8240 (03) 5501-8239
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	100-8940	東京都千代田区霞が関 3-1-1	(03) 3581-7934 (03) 5251-2163
国税庁	長官官房 総務課	100-8978	東京都千代田区霞が関 3-1-1	(03) 3581-4161 (03) 3593-0401
文部科学省	大臣官房 総務課法令審議室	100-8959	東京都千代田区霞が関 3-2-2	(03) 6734-2156 (03) 6734-3590
スポーツ庁	政策課	100-8959	東京都千代田区霞が関 3-2-2	(03) 6734-3019 (03) 6734-3790
文化庁	政策課	100-8959	東京都千代田区霞が関 3-2-2	(03) 6734-2806 (03) 6734-3811
厚生労働省	大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室	100-8916	東京都千代田区霞が関 1-2-2	(03) 3595-2172 (03) 3503-0183

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
農林水産省	大臣官房 文書課災害総合対策室	100-8950	東京都千代田区霞が関 1-2-1	(03) 6744-0578 (03) 6744-7158
林野庁	連絡先は農林水産省と同 様	100-8952	東京都千代田区霞が関 1-2-1	(03) 6744-0578 (03) 6744-7158
水産庁	連絡先は農林水産省と同 様	100-8907	東京都千代田区霞が関 1-2-1	(03) 6744-0578 (03) 6744-7158
経済産業省	大臣官房 総務課	100-8901	東京都千代田区霞が関 1-3-1	(03) 3501-1327 (03) 3501-1704
資源エネルギー庁	長官官房 総務課	100-8931	東京都千代田区霞が関 1-3-1	(03) 3501-2669 (03) 3501-2305
中小企業庁	事業環境部 経営安定対策室	100-8912	東京都千代田区霞が関 1-3-1	(03) 3501-0459 (03) 3501-6805
国土交通省	大臣官房危機管理室	100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-3	(03) 5253-8974 (03) 5253-8891
国土地理院	総務部 総務課	305-0811	茨城県つくば市北郷1	(029) 864-6900 (029) 864-1807
観光庁	総務課	100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-2	(03) 5253-8321 (03) 5253-1563
気象庁	総務部 企画課	100-8122	東京都千代田区大手町 1-3-4	(03) 3214-7902 (03) 3211-2032
海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-3	(03) 3591-9822 (03) 3580-8778
環境省	大臣官房 総務課危機管理室	100-8975	東京都千代田区霞が関 1-2-2	(03) 5512-5010 (03) 3591-5939
原子力規制庁	長官官房 緊急事案対策室	100-8986	東京都港区六本木 1-9-9	(03) 5114-2121 (03) 5114-2183
防衛省	防衛政策局 運用政策課 統合幕僚監部参事官付	162-8801	東京都新宿区市谷本村 町5-1	(03) 3268-3111 (03) 5229-2136
防衛装備庁	長官官房総務官付	162-8801	東京都新宿区市谷本村 町5-1	(03) 3268-3111 (03) 3268-3111

【指定地方行政機関等】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
近畿管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	540-0012	大阪府大阪市中央区谷町 2-1-17	(06) 6944-1234 (内 5521) (06) 6945-4489
近畿総合通信局	防災対策推進室	540-8795	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館	(06) 6942-8504 (06) 6942-1849
近畿財務局	総務部 総務課	540-8550	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎 4 号館	(06) 6949-6390 (06) 6941-2893
近畿財務局 大津財務事務所	総務課	520-0044	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 7 階	(077) 522-4111 (077) 525-3433
大阪税関	総務部 総務課総務第一 係	552-0021	大阪府大阪市港区築港 4-10-3 大阪港湾合同庁舎内	(06) 6576-3010 (06) 6571-7035
大阪税関京都税関 支署滋賀出張所		525-0032	草津市大路 2-11-51	(077) 564-3410 (077) 564-3412
近畿厚生局	総務課	541-8556	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	(06) 6942-2241 (06) 6946-1500
滋賀労働局	総務課	520-0806	大津市打出浜 14-15	(077) 522-6647 (077) 522-6442
近畿農政局	企画調整室	602-8054	京都府京都市上京区西洞院通り 下長者町下ル丁子風呂町	(075) 414-9036 (075) 414-9060
近畿中国森林管理 局	企画調整課	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋 1-8-75	(06) 6881-3402 (06) 6881-3415
近畿経済産業局	総務企画部 総務課	540-8535	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館	(06) 6966-6001 (06) 6966-6071
中部近畿産業保安 監督部近畿支部	管理課	540-8535	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館	(06) 6966-6061 (06) 6966-6095
近畿地方整備局	企画部 防災課	540-8586	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 7 階	(06) 6942-1575 (06) 6944-4741
近畿運輸局	総務部 安全防災・危機 管理課	540-8558	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	(06) 6949-6412 (06) 6949-6458
近畿運輸局 滋賀運輸支局	企画輸送・監査 部門	524-0104	守山市木浜町 2298-5	(077) 585-7253 (077) 584-2079
大阪航空局	総務部 安全企画・保安 対策課	540-8559	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	(06) 6949-6212 (06) 6945-8460
大阪航空局 大阪空港事務所	総務部 総務課	560-0036	大阪府豊中市蛸池西町 3-371	(06) 6843-1121 (06) 6843-1150

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
大阪管区气象台	総務部 業務課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	(06) 6949-6327 (06) 6949-6079
大阪管区气象台 彦根地方气象台		522-0068	彦根市城町 2-5-25	(0749) 22-6142 (0749) 23-3873
近畿地方環境事務所	総務課	540-6591	大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31 大阪マーチャンダイズマート(OMM) ビル 8 階	(06) 4792-0700 (06) 4790-2800
近畿中部防衛局	企画部 地方調整課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館	(06) 6945-4956 (06) 6941-9366
陸上自衛隊 中部方面総監部	防衛部	664-0012	兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	(072) 782-0001
陸上自衛隊 第 3 戦車大隊	第 3 係	520-1600	高島市今津町平郷 995	(0740) 22-2581
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	防衛部第 3 幕僚室	625-8510	京都府舞鶴市余部下 1190	(0773) 62-2250
航空自衛隊 中部航空方面隊	防衛部	350-1394	埼玉県狭山市稻荷山 2-3 航空自衛隊入間基地	(04) 2953-6131
自衛隊滋賀地方協力 本部	総務課	520-0044	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 5 階	(077) 524-6446 (077) 524-8401

【主な指定公共機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
西日本旅客鉄道株式会社京都支社	総務企画課	601-8411	京都府京都市南区西九条北ノ内町5-5	(075) 682-8004 (075) 682-8013
東海旅客鉄道株式会社	総務部東京総務室	108-8204	東京都港区港南二丁目1番85号 JR東海品川ビルA棟	(03) 6711-9606 (03) 6711-9712
西日本電信電話株式会社滋賀支店	設備部災害対策担当	520-8588	大津市浜大津1-1-26	(077) 527-8569 (077) 510-0160
西日本高速道路株式会社関西支社	保全サービス事業統括課	567-0871	大阪府茨木市岩倉町1-13	(06) 6344-8207 (06) 6344-8247
中日本高速道路株式会社	保全企画本部危機管理・防災チーム	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル	(052) 222-3532 (052) 222-3739
中日本高速道路株式会社金沢支社	保全・サービス事業部企画統括チーム	920-0365	石川県金沢市神野町東170	(076) 240-4930 (076) 240-4991
日本赤十字社滋賀県支部	事業推進課	520-0044	大津市京町4-3-38	(077) 522-6758 (077) 523-4502
独立行政法人国立病院機構	本部総務部総務課	152-8621	東京都目黒区東が丘2-5-21	(03) 5712-5050 (03) 5712-5081
日本放送協会大津放送局	企画編成部	520-0806	大津市打出浜3-30	(077) 521-3088 (077) 521-3089
日本通運株式会社大津支店	総務課	520-3017	栗東市六地藏1070-1	(077) 554-9780 (077) 554-9786
関西電力株式会社滋賀支店	総務・広報グループ	520-8570	大津市におの浜4-1-51	(077) 527-5800 (077) 527-5809
大阪ガス株式会社京滋導管部	計画チーム	600-8815	京都府京都市下京区中堂寺粟田町93	(075) 315-8942 (075) 315-8993
京阪電気鉄道株式会社大津鉄道事業部	運輸課	520-0027	大津市錦織2-7-16	(077) 522-4521 (077) 525-8468
京阪バス株式会社	総務人事部	601-8033	京都府京都市南区東九条南石田町5	(075) 682-2310 (075) 692-2284
西日本ジェイアールバス株式会社	総務部総務課	554-8510	大阪府大阪市此花区北港1-3-23	(06) 6466-9977 (06) 6466-7310
日本郵便株式会社大津中央郵便局	業務企画室	520-8799	大津市打出浜1-4	(077) 524-2002 (077) 522-0522
株式会社NTTドコモ関西支社	ネットワーク部災害対策室	530-0001	大阪府大阪市北区梅田1-10-1	(06) 6457-8621 (06) 6457-4326
独立行政法人水資源機構	危機管理官付	330-6008	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2	(048) 600-6543 (048) 600-6540

【指定地方公共機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
一般社団法人 滋賀県医師会		520-3031	栗東市糺1丁目10-7 医協ビル内	(077) 514-8711 (077) 552-9933
一般社団法人滋賀県 LPガス協会		520-0807	大津市松本1-2-20 農業教育情報センター内	(077) 523-2892 (077) 523-2884
近江鉄道株式会社	管理部総務課	522-8503	彦根市駅東町15番1	(0749) 22-3301 (0749) 23-8418
信楽高原鐵道株式会 社	総務課	529-1851	甲賀市信楽町長野192	(0748) 82-3391 (0748) 82-3323
一般社団法人 滋賀県トラック協会	総務課	524-0104	守山市木浜町2298-4	(077) 585-8080 (077) 585-8015
琵琶湖汽船株式会社	管理部総務人事 課	520-0047	大津市浜大津5-1-1	(077) 522-4118 (077) 521-3900
びわ湖放送株式会社	報道制作部	520-8585	大津市鶴の里16-1	(077) 524-0155 (077) 524-0412
滋賀県土地改良事業 団体連合会	総務課	521-1224	東近江市林町601	(0748) 42-4806 (0748) 42-5574
近江トラベル株式会 社	業務部 教務課	本社：522-8503 担当：522-0002	本社：彦根市駅東町15番1 担当：彦根市松原町3755	(0749) 22-0619 (0749) 24-7999
江若交通株式会社	経営企画部総務 課	520-0232	大津市真野1-1-62	(077) 573-2701 (077) 573-2706
湖国バス株式会社	業務部 業務課	522-8503	彦根市駅東町15番1	(0749) 22-1210 (0749) 22-1224
滋賀交通株式会社	人事課	本社：520-0051 担当：528-0037	本社：大津市梅林1丁目3番10 号 担当：甲賀市水口町本綾野1-1	(0748) 62-3111 (内40) (0748) 62-3114
滋賀観光バス株式会 社	甲西センター	本社：520-0051 担当：520-3234	本社：大津市梅林1丁目3番10 号 担当：湖南市中央3丁目33	(0748) 72-1501 (0748) 72-1177
帝産湖南交通株式会 社	総務部総務課	525-0042	草津市山寺町188	(077) 565-8188 (077) 565-7688
滋賀県道路公社	道路部道路整備 課	520-0807	大津市松本1-2-1	(077) 524-0142 (077) 524-5531
株式会社エフエム滋 賀	編制作部	520-0818	大津市西の庄19-10	(077) 527-0830 (077) 527-0840
株式会社京都放送	総務局総務部	本社：602-8588 担当：520-0062	本社：京都府京都市上京区烏丸 通一条下ル龍前町600-1 担当：大津市京町4丁目5番13 号 澤甚第一ビル4階	(075) 431-1115 (075) 431-1136

【県（知事部局、教育委員会、警察本部等）】

担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	メールアドレス
防災危機管理局 ※滋賀県国民保護 協議会事務局	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3435 (077) 528-6037	as0005@pref.shiga.lg.jp
総合政策部 (企画調整課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3310 (077) 528-4830	kikaku@pref.shiga.lg.jp
総務部 (人事課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3150 (077) 528-4815	bc00@pref.shiga.lg.jp
県民生活部 (県民活動生活課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3410 (077) 528-4840	cd00@pref.shiga.lg.jp
琵琶湖環境部 (環境政策課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3350 (077) 528-4844	de00@pref.shiga.lg.jp
健康医療福祉部 (健康福祉政策課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3510 (077) 528-4850	ea00@pref.shiga.lg.jp
商工観光労働部 (商工政策課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3710 (077) 528-4870	fa00@pref.shiga.lg.jp
農政水産部 (農政課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-3810 (077) 528-4880	ga00@pref.shiga.lg.jp
土木交通部 (監理課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-4110 (077) 524-0943	ha00@pref.shiga.lg.jp
会計管理局 (管理課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-4310 (077) 528-4920	ka00@pref.shiga.lg.jp
企業庁 (経営課)	524-0201	野洲市吉川3382	(077) 589-4608 (077) 589-4715	na01100@pref.shiga.lg.jp
病院事業庁 (経営管理課)	524-8524	守山市守山五丁目4-30	(077) 582-5079 (077) 582-5697	nb00@pref.shiga.lg.jp
議会事務局 (総務課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-4080 (077) 528-4940	gikai-s@pref.shiga.lg.jp
教育委員会 (教育総務課)	520-8577	大津市京町四丁目1-1	(077) 528-4510 (077) 528-4950	ma00@pref.shiga.lg.jp
警察本部 (警備第二課)	520-8501	大津市打出浜1番10号	(077) 522-1231 (077) 522-1231	pa18@pref.shiga.lg.jp

【県（出先機関）】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
南部土木事務所	経理用地課	525-8525	草津市草津三丁目14-75	(077) 567-5433 (077) 562-9234
甲賀土木事務所	経理用地課	528-8511	甲賀市水口町水口6200	(0748) 63-6153 (0748) 63-1504
東近江土木事務所	経理用地課	527-8511	東近江市八日市緑町7-23	(0748) 22-7733 (0748) 23-4163
湖東土木事務所	経理用地課	522-0071	彦根市元町4-1	(0749) 27-2241 (0749) 23-3531
長浜土木事務所	経理用地課	526-0033	長浜市平方町1152-2	(0749) 65-6636 (0749) 62-5065
高島土木事務所	経理用地課	520-1621	高島市今津町今津1758	(0740) 22-6043 (0740) 22-6077

【市町】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
大津市	危機・防災対策課	520-8575	大津市御陵町 3-1	(077) 528-2616 (077) 523-2202
彦根市	危機管理室	522-0063	彦根市中央町 2 番 26 号	(0749) 30-6150 (0749) 23-1777
長浜市	防災危機管理局	526-8501	長浜市八幡東町 632	(0749) 65-6555 (0749) 65-8555
近江八幡市	危機管理課	523-8501	近江八幡市桜宮町 236	(0748) 33-4192 (0748) 33-4193
草津市	危機管理課	525-8588	草津市草津 3-13-30	(077) 561-2325 (077) 561-6852
守山市	危機管理課	524-8585	守山市吉身 2-5-22	(077) 582-1119 (077) 583-0539
栗東市	危機管理課	520-3088	栗東市安養寺 1-13-33	(077) 551-0109 (077) 518-9833
甲賀市	危機管理課	528-8502	甲賀市水口町水口 6053	(0748) 69-2103 (0748) 63-4619
野洲市	危機管理課	520-2395	野洲市小篠原 2100-1	(077) 587-6089 (077) 587-4033
湖南市	危機管理・防災課	520-3288	湖南市中央 1-1	(0748) 71-2311 (0748) 72-2000
高島市	防災課	520-1592	高島市新旭町北畑 565	(0740) 25-8133 (0740) 25-8102
東近江市	防災危機管理課	527-8527	東近江市八日市緑町 10-5	(0748) 24-5617 (0748) 24-0752
米原市	防災危機管理課	521-8601	米原市顔戸 488-3	(0749) 52-6630 (0749) 52-6930
日野町	総務課	529-1698	蒲生郡日野町河原 1-1	(0748) 52-6500 (0748) 52-2043
竜王町	生活安全課	520-2592	蒲生郡竜王町小口 3	(0748) 58-3703 (0748) 58-2573
愛荘町	危機管理対策室	529-1380	愛知郡愛荘町愛知川 72	(0749) 42-7655 (0749) 42-6090
豊郷町	総務課	529-1169	犬上郡豊郷町石畑 375	(0749) 35-8111 (0749) 35-4575
甲良町	総務課	522-0244	犬上郡甲良町在土 353-1	(0749) 38-3311 (0749) 38-3421
多賀町	総務課	522-0341	犬上郡多賀町多賀 324	(0749) 48-8120 (0749) 48-0157

【消防機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
大津市消防局	警防課	520-8575	大津市御陵町 3-1	(077) 525-9903 (077) 525-9904
湖南広域消防局	消防救助課	520-3024	栗東市小柿 3-1-1	(077) 552-8825 (077) 552-0988
甲賀広域行政組合 消防本部	消防総務課 危機管理室	528-0005	甲賀市水口町水口 6218	(0748) 63-7930 (0748) 63-7940
東近江行政組合 消防本部	警防課	527-0037	東近江市東今崎町 5-33	(0748) 22-7604 (0748) 22-7613
彦根市消防本部	警防課	522-0054	彦根市西今町 415	(0749) 22-0337 (0749) 22-9427
湖北地域消防本部	警防課	526-0033	長浜市平方町 1135	(0749) 62-6194 (0749) 62-2119
高島市消防本部	警防課	520-1655	高島市今津町日置前 5150	(0740) 22-5402 (0740) 22-5199

【その他の県内関係機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
滋賀県市長会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 522-2711 (077) 523-2354
滋賀県町村会	事務局	520-0807	大津市松本一丁目 2 番 1 号 滋賀県大津合同庁舎 5 階	(077) 526-2222 (077) 526-1279
公益財団法人 滋賀県消防協会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 522-1965 (077) 526-1039
一般社団法人 滋賀県歯科医師会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 523-2787 (077) 523-2788
一般社団法人 滋賀県薬剤師会	事務局	525-0072	草津市笠山 7-4-52	(077) 565-3535 (077) 563-9033
公益社団法人 滋賀県看護協会	事務局	525-0032	草津市大路 2-11-51	(077) 564-6468 (077) 562-8998
一般社団法人 滋賀県病院協会	事務局	520-0044	大津市京町 4-3-28 滋賀県厚生会館内	(077) 525-7525 (077) 525-5859
一般社団法人 滋賀県バス協会	事務局	524-0104	守山市木浜町 2298-4	(077) 585-8333 (077) 585-8335

【関係府縣市（近畿・中部）】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX番号
福井県	安全環境部 危機対策・防災課	910-8580	福井県福井市大手 3-17-1	(0776) 20-0308 (0776) 22-7617
三重県	防災対策部 危機管理課	514-8570	三重県津市広明町 13	(059) 224-2734 (059) 224- 2203
京都府	府民生活部 災害対策課	602-8570	京都府京都市上京区下立売通新町 西入藪ノ内町	(075) 414-4472 (075) 414-4477
大阪府	政策企画部危機管理 室危機管理課	540-0008	大阪府中央区大手前 3 丁目 1 -43	(06) 6944-6278 (06) 6944-6654
兵庫県	企画県民部災害対策局 災害対策課	650-8567	兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1	(078) 362-9988 (078) 362-9911
奈良県	総務部知事公室 防災統括室	630-8501	奈良県奈良市登大路町 30	(0742) 27-7006 (0742) 23-9244
和歌山県	総務部危機管理局 危機管理・消防課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通 1-1	(073) 441-2273 (073) 422-7652
徳島県	危機管理部 危機管理政策課	770-8570	徳島県徳島市万代町 1-1	(088) 621-2708 (088) 621-2987
富山県	総合政策局 防災・危機管理課	930-8501	富山県富山市新総曲輪 1-7	(076) 444-9670 (076) 444-3489
石川県	危機管理監室 危機対策課	920-8580	石川県金沢市鞍月 1-1	(076) 225-1482 (076) 225-1484
長野県	危機管理部 危機管理防災課	380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2	(026) 235-7184 (026) 233-4332
岐阜県	危機管理部危機管理 政策課	500-8570	岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1	(058) 272-1121 (058) 278-2524
静岡県	危機管理部 危機対策課	420-8601	静岡県静岡市葵区追手町 9-6	(054) 221-2072 (054) 221-3252
愛知県	防災局 防災危機管理課	460-8501	愛知県名古屋市中区三の丸 3-1-2	(052) 954-6143 (052) 954-6911
名古屋市	防災危機管理局 危機対策室	460-8508	愛知県名古屋市中区三の丸 3-1-1	(052) 972-3522 (052) 962-4030

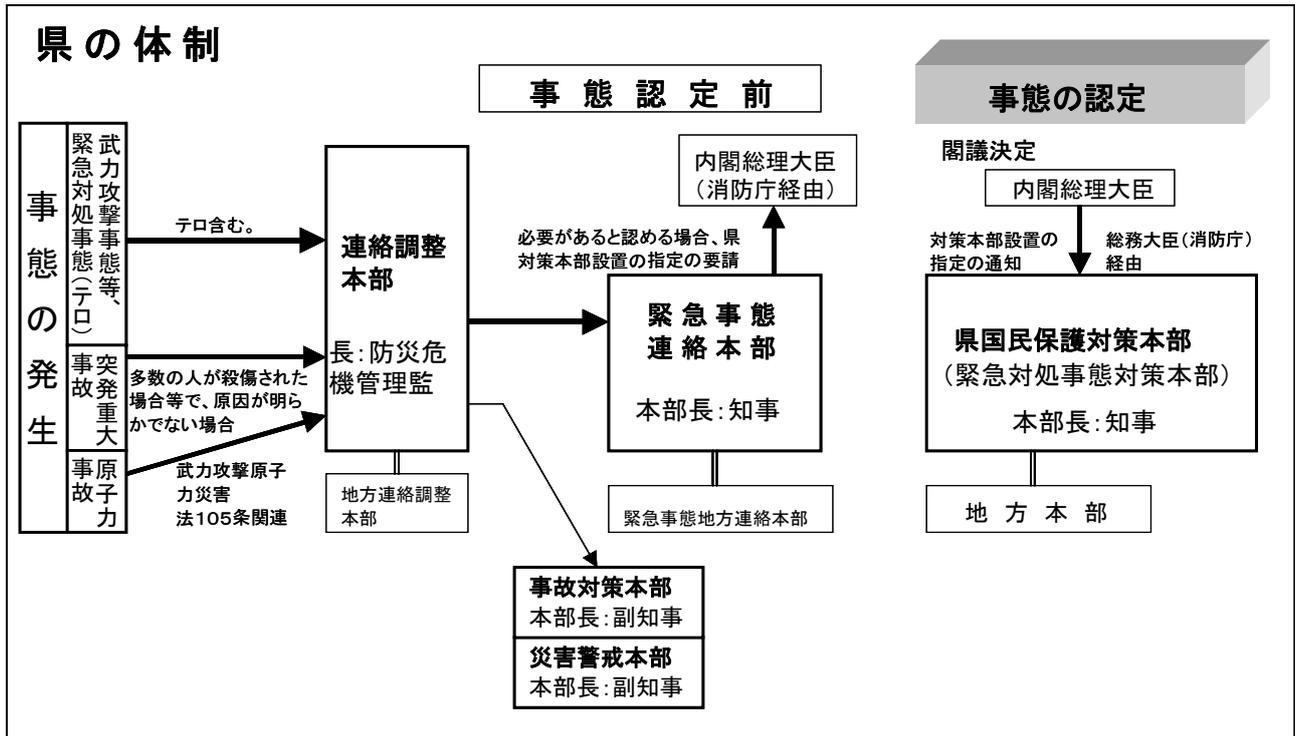
資料3 県の各部局における平素の業務

部 局 名	課 名	平 素 の 業 務
総合政策部	秘書課	秘書に関すること
	広報課	報道機関との連絡調整に関すること
	企画調整課	部内の連絡調整に関すること 東京所在政府機関との連絡調整、情報収集に関すること
	防災危機管理局	訓練の計画・実施に係る総括に関すること 計画・体制の見直しに係る総括に関すること 関係機関・関係部局の連絡調整に関すること 特殊標章等の交付、許可に関すること 自主防災組織との連絡調整に関すること
総務部	総務課	県立大学に関すること 本庁舎の管理、運用、調査に関すること
	私学・大学振興課	私立学校に関すること
	人事課	部内の連絡調整に関すること 職員のサービス、給与に関すること 職員の動員、派遣要請、受入に関すること 職員の公務災害補償に関すること
	総務事務・厚生課	災害派遣職員等の応急宿舎に関すること
	財政課	他課実施事項の応援
	税政課	他課実施事項の応援
	市町振興課	市町の行財政運営の支援に関すること
	検査課	他課実施事項の応援
	事業課	競艇場施設の維持・管理
県民生活部	県民活動生活課	ボランティア等の支援に関すること 安全なまちづくりに関すること 消費者苦情処理に関すること 生活関連物資の需給の円滑および価格の安定に関すること 特定商取引に関すること
	エネルギー政策課	他課実施事項の応援
	文化振興課	文化施設等の災害時に備えた適正な管理運営
	スポーツ局	他課実施事項の応援
	人権施策推進課	人権尊重の視点の確保に関すること
	情報政策課	びわ湖ハイウェイに関すること
	統計課	他課実施事項の応援

部 局 名	課 名	平 素 の 業 務
琵琶湖環境部	環境政策課	部内の連絡調整に関すること 環境汚染の防止に係る調整に関すること
	琵琶湖政策課	他課実施事項の応援
	温暖化対策課	他課実施事項の応援
	循環社会推進課	廃棄物の処理に係る調整に関すること
	下水道課	流域下水道施設の状況把握と維持管理に関すること 流域下水道施設の災害対応能力の強化に関すること
	森林政策課	林業施設の保全に関すること 災害復旧用木材の調整に関すること
	森林保全課	林道の設置、保全に関すること
	自然環境保全課	自然公園や自然公園施設等の維持管理に関すること
健康医療福祉部	健康福祉政策課	部内の連絡調整に関すること 避難施設の運営体制整備に関すること 避難住民等に対する物資の備蓄に関すること ボランティア等の支援に関すること
	医療政策課	医療に関すること 医療機関等の保全および機能回復に関すること
	医療福祉推進課	高齢者の安全確保および支援に関すること
	障害福祉課	心身障害児・者の安全確保および支援に関すること
	薬務感染症対策課	医薬品等に関すること 感染症対策に関すること
	生活衛生課	水道施設の構造把握 火葬場施設の把握 公衆浴場の把握 旅館施設の把握 食品衛生および環境衛生に関すること 家庭動物等の把握・処理
	健康寿命推進課	保健衛生に関すること
	医療保険課	他課実施事項の応援
子ども・青少年局	児童の安全確保および支援に関すること	
商工観光労働部	商工政策課	部内の連絡調整に関すること 経済団体との連絡調整に関すること
	中小企業支援課	商工団体との連絡調整に関すること
	モノづくり振興課	トラックその他の物資輸送手段の確保、手配に関するこ
	女性活躍推進課	女性活躍の推進に関すること
	観光交流局	観光客に対する広報に関すること 観光施設等との連絡調整に関すること 外国人に対する広報、避難等に関すること 外国人の安否情報の収集体制整備等に関すること
	労働雇用政策課	労働関係機関・団体との連絡調整に関すること

部 局 名	課 名	平 素 の 業 務
農政水産部	農 政 課	部内の連絡調整に関すること 農業・水産業関係団体との連絡調整に関すること
	食のブランド推進課	他課実施事項の応援
	農業経営課	食糧供給業者の把握に関すること 営農指導に関すること 農薬・肥料の適正な保管管理指導に関すること
	畜 産 課	家畜の防疫および家畜伝染病の予防に関すること
	水 産 課	漁船に関すること
	耕 地 課	他課実施事項の応援
	農村振興課	農林水産施設の保全に関すること
土木交通部	監 理 課	部内の連絡調整に関すること
	交通戦略課	鉄道・バス等公共交通機関との連絡調整に関すること
	道 路 課	道路状況の把握、確保に関すること
	砂 防 課	砂防、急傾斜地、地すべり対策施設等の把握、対策に関する こと
	都市計画課	県営都市公園施設等の把握に関すること
	住 宅 課	建設地把握、協定に関すること 状況把握に関すること 相談体制の整備に関すること 組織体制の整備に関すること
	建 築 課	建築制限、緩和に関すること 建物の危険度調査に関すること
会計管理局	管 理 課	国民保護措置の実施に要する物品の購入契約に関すること
	会 計 課	国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること
教育委員会 事務局	教育総務課	局内の連絡調整に関すること
	教 職 員 課	他課実施事項の応援
	高校教育課	他課実施事項の応援
	幼小中教育課	他課実施事項の応援
	特別支援教育課	他課実施事項の応援
	人権教育課	他課実施事項の応援
	生涯学習課	青少年教育施設や社会教育施設の被災調査に関すること
	保健体育課	情報収集伝達体制の整備に関すること 学校教職員の応急救護訓練に関すること 県立学校の環境衛生に関すること 県立学校の学校給食施設設備に関すること
	文化財保護課	文化財の保護に関すること

部 局 名	課 名	平 素 の 業 務
警察本部	警察本部長の定めるところによる	警備体制の整備に関すること 情報の収集・連絡体制の整理に関すること 住民等に対する情報伝達・広報体制の整備に関すること 交通規制に係る体制および施設の整備に関すること 生活関連等重要施設に係る基礎資料の収集整備に関すること 装備資機材の整備に関すること 関係機関との協力体制の構築に関すること 武力攻撃災害における応急措置等に係る体制の確保に関する こと 特殊標章の交付および使用に係る体制の整備に関すること 警察通信システムの整備に関すること 教養訓練の実施に関すること
企 業 庁	企業庁長の定めるところによる	施設の把握、維持管理に関すること 保全等の必要措置の準備に関すること
病院事業庁	病院事業庁の定めるところによる	県立病院の避難計画、訓練に関すること 県立病院の医療救護班の編成に関すること
議会事務局		他部実施事項の応援
人事委員会事務局		他部実施事項の応援
監査委員事務局		他部実施事項の応援
労働委員会事務局		他部実施事項の応援
収用委員会事務局		他部実施事項の応援



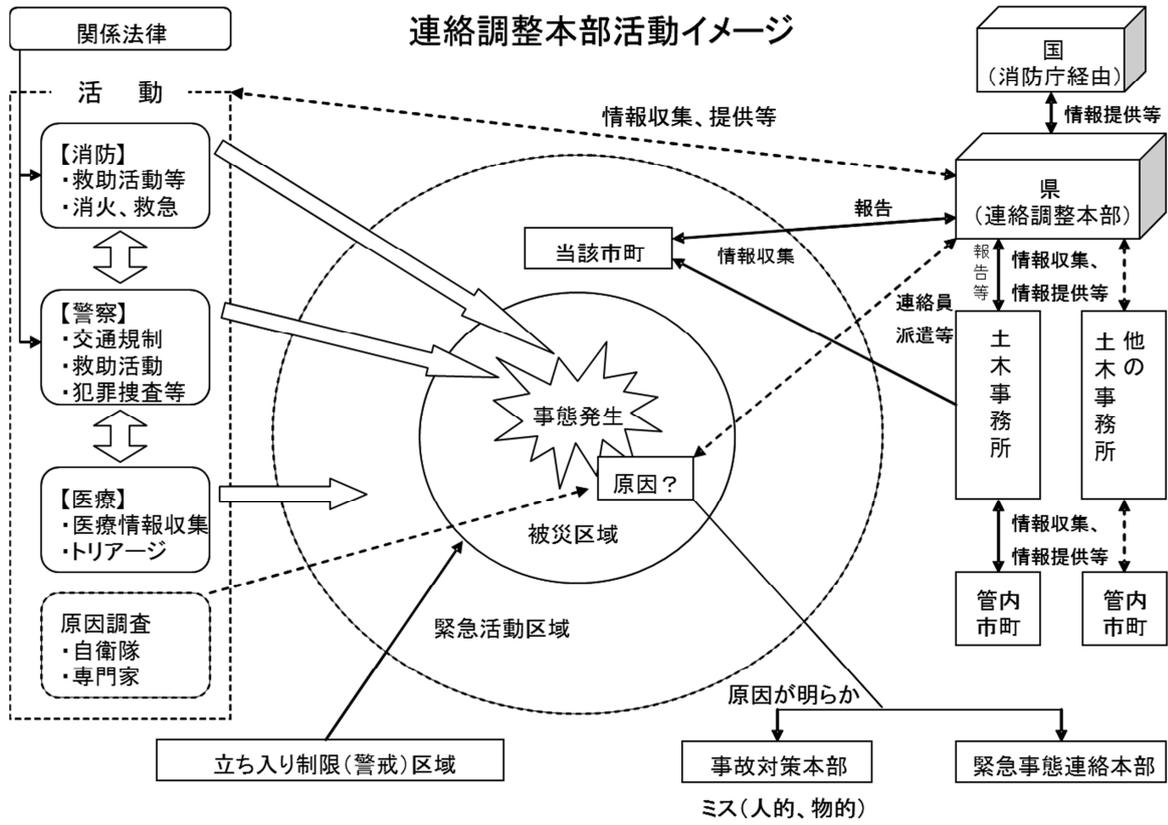
事態の状況に応じた体制等について

体制区分	配 備	事態の状況等
連絡調整本部体制	情報収集等の対応に必要な配備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の収集・分析等を行う必要がある場合 ○ 他の都道府県で事態が発生した場合等
緊急事態連絡本部体制	局地的な場合 情報収集等の対応および現場における対処の支援等、県の一部をもって対応に必要な配備	【政府による事態認定前】 多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等で、主として現場(市町等)において迅速に対処する必要がある事態
	広域的な場合 事態の状況に応じて、県の主力をもって対応に必要な配備	【政府による事態認定前】 国民保護法、他の法律の規定に基づき、災害への対処を行う事態
対策本部体制 (国民保護対策本部または緊急対処事態対策本部)	県の全部局をもって対応する配備	【政府による事態認定後】 県対策本部設置の指定の通知を受けた場合の事態
備 考	長期の事態対処に対応するため、交代制勤務による体制の確保	

職 員 の 参 集 基 準 等

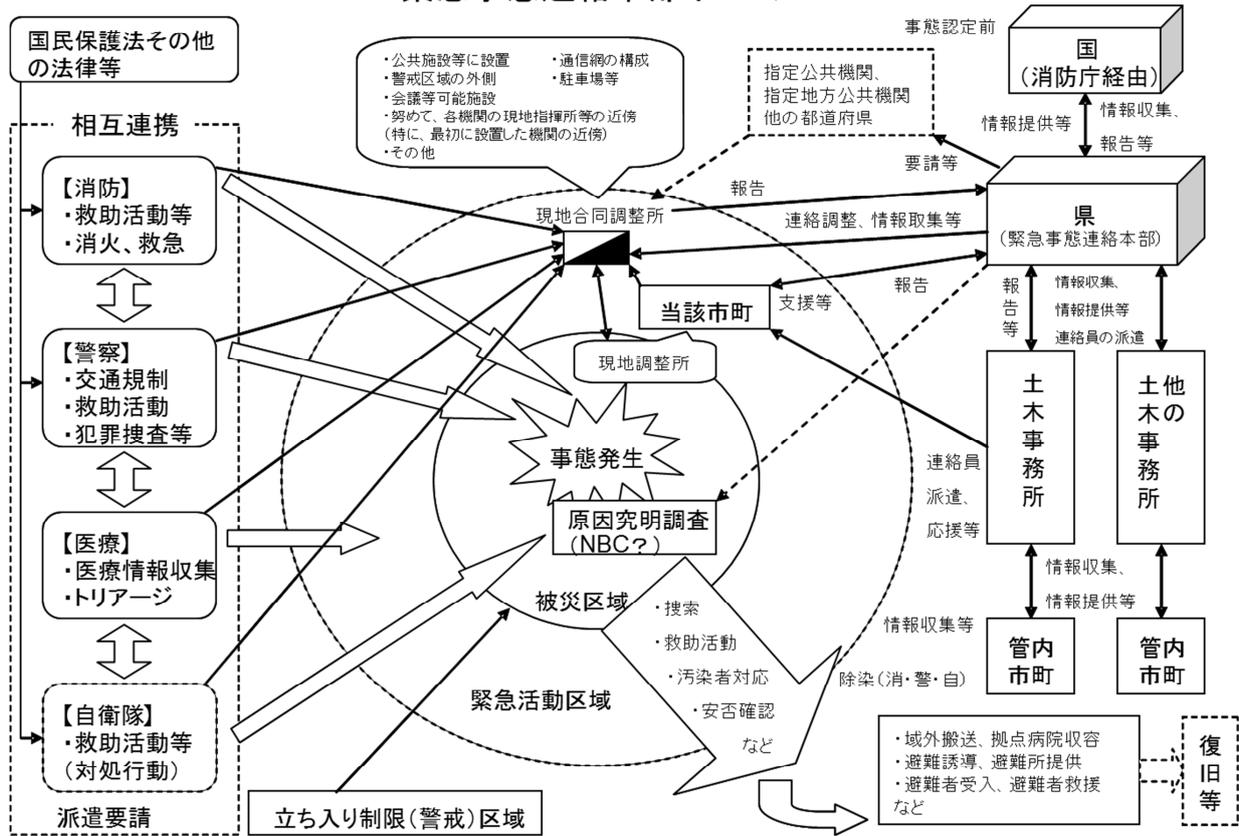
体制区分		時間内	時間外
連絡調整本部体制		本部構成員、危機管理・国民保護係職員、各部局連絡員および本部の長(防災危機管理監)が必要と認める職員	○ 同左 ○ 当該職員が登庁できない場合には、代替職員をもって充てる。
緊急事態連絡本部体制	局地的な場合	本部長、副本部長、本部員、初動対策班、本部班、各部局連絡員および本部長が対策本部の部(班)のうち必要と認める職員	○ 同左 ○ 当該職員が登庁できない場合には、代替職員をもって充てる。
	広域的な場合	本部長、副本部長、本部員、初動対策班、本部班、各部局連絡員および本部長が必要と認める対策本部の部(班)の職員	○ 同左 ○ 当該職員が登庁できない場合には、代替職員をもって充てる。
対策本部体制		全ての職員	○ 同左 ○ 当該職員が交通の途絶、被災などにより登庁できない場合を除く。
備考	<p>1 参集に当たっては、職員参集システムの連絡網を活用するとともに、各部・課等ごとに電話または携帯電話などによる連絡網を作成し、各職員に徹底するものとする。</p> <p>2 参集を受けた職員が、交通の途絶、被災などにより登庁できない場合には、その旨を所属先に連絡するものとする。</p> <p>3 参集者で欠員が生ずる場合には、職員差出し担当の部等が、欠員の代替職員を差出すものとする。</p>		

資料5 連絡調整本部<イメージ>



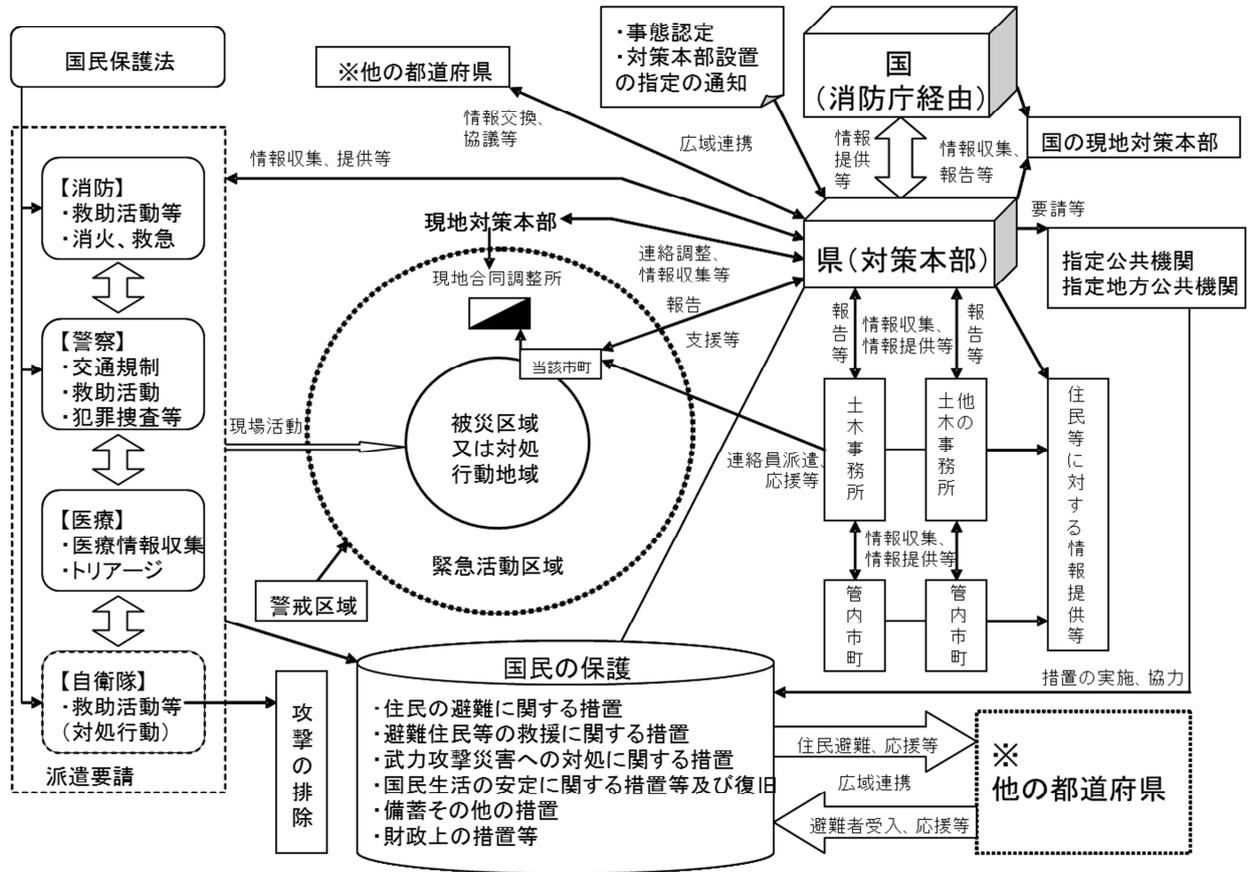
資料6 緊急事態連絡本部<イメージ>

緊急事態連絡本部イメージ

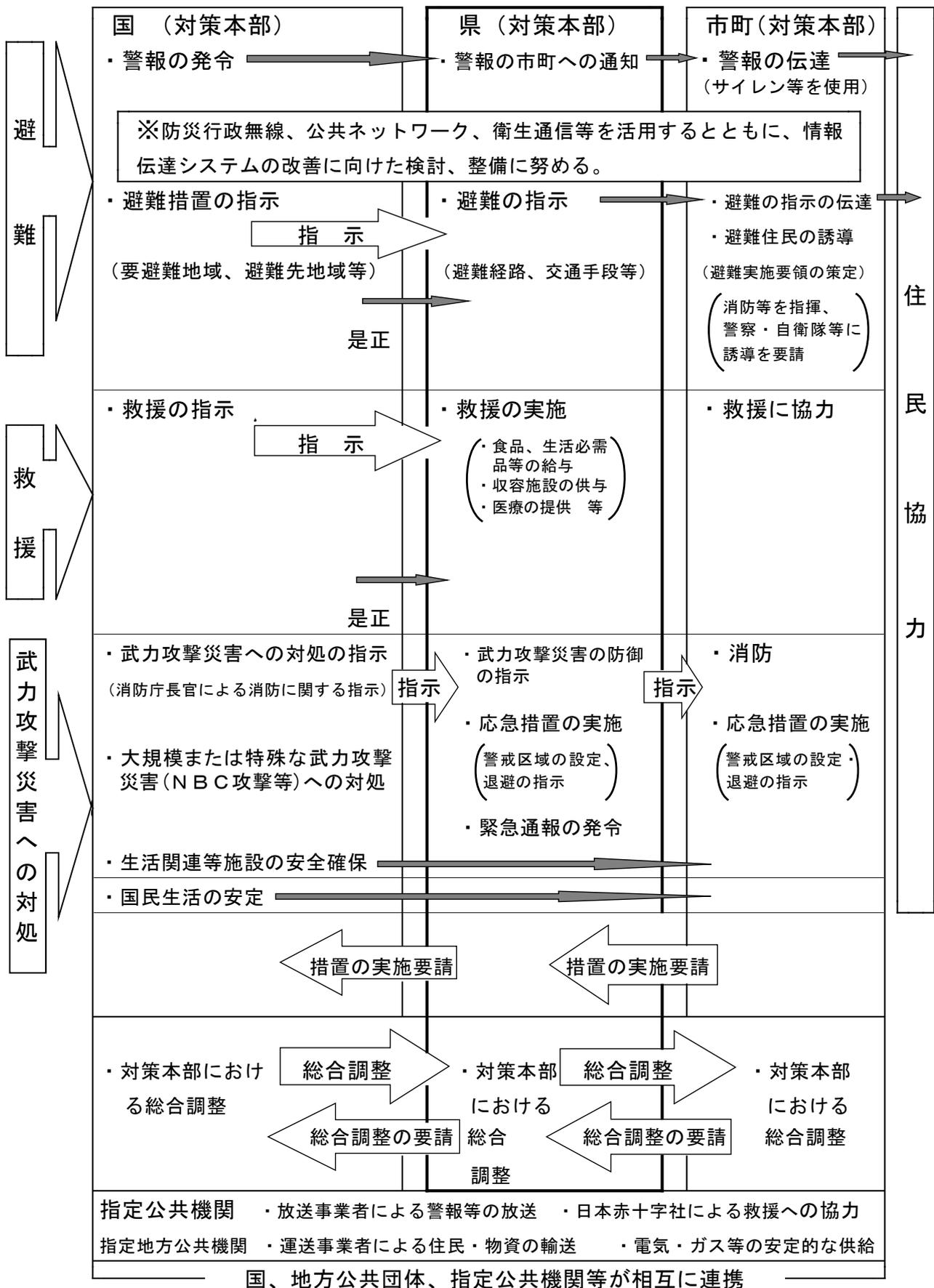


資料7 県対策本部<イメージ>

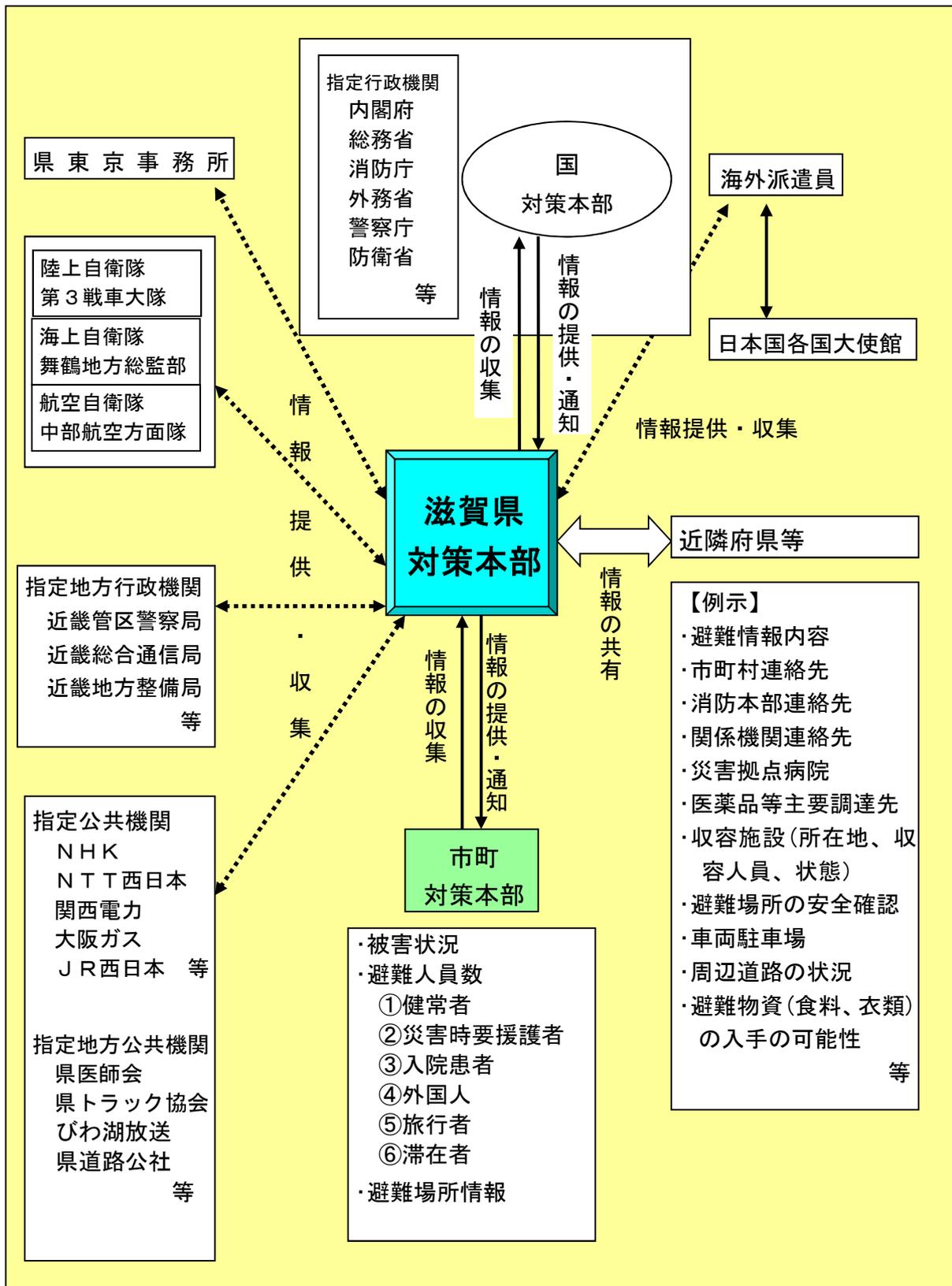
武力攻撃等災害対処時(対策本部活動イメージ)について



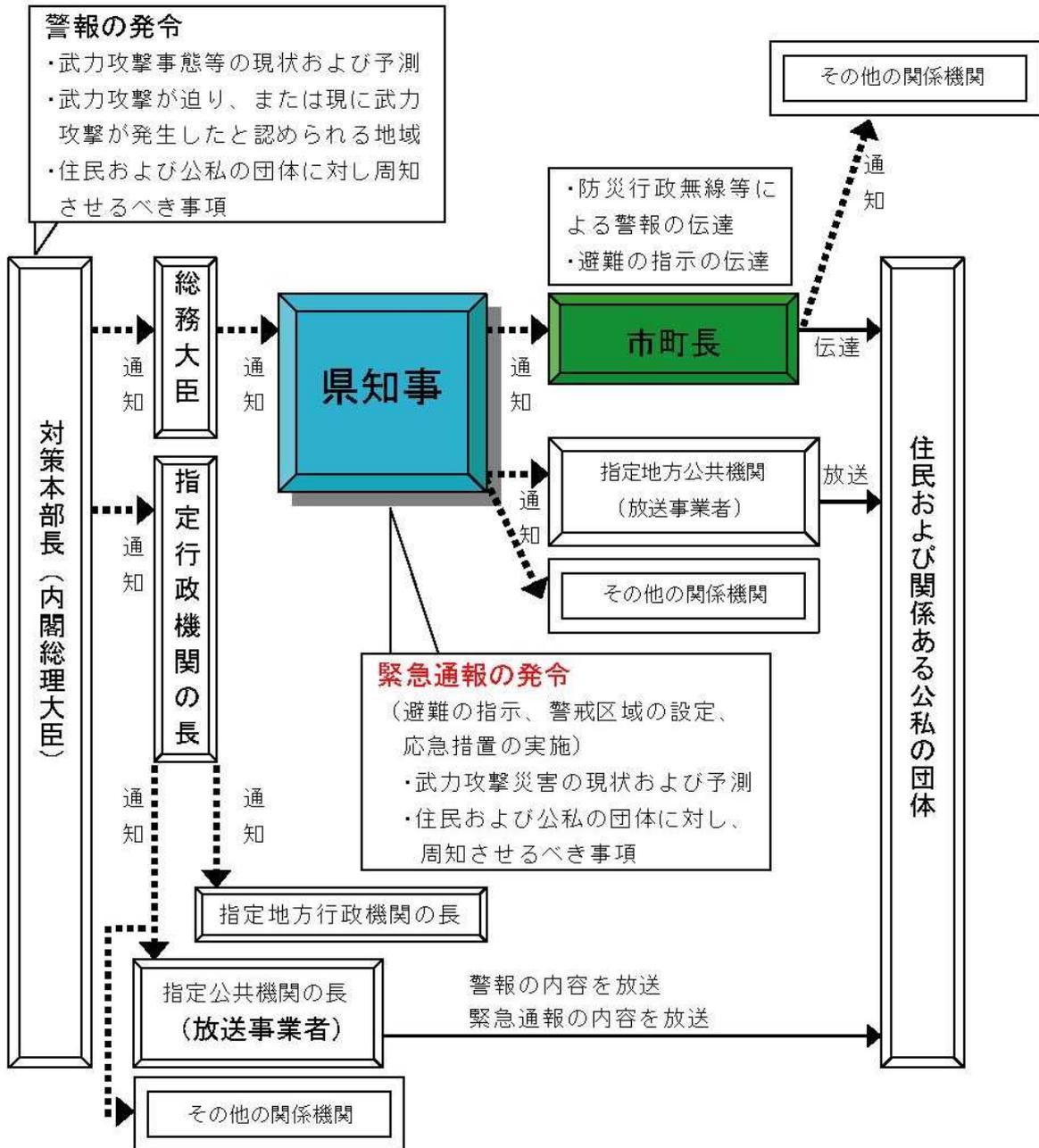
資料8 国民の保護に関する措置の仕組み



資料9 情報の収集・伝達の流れ



資料 10 警報の発令等の流れ



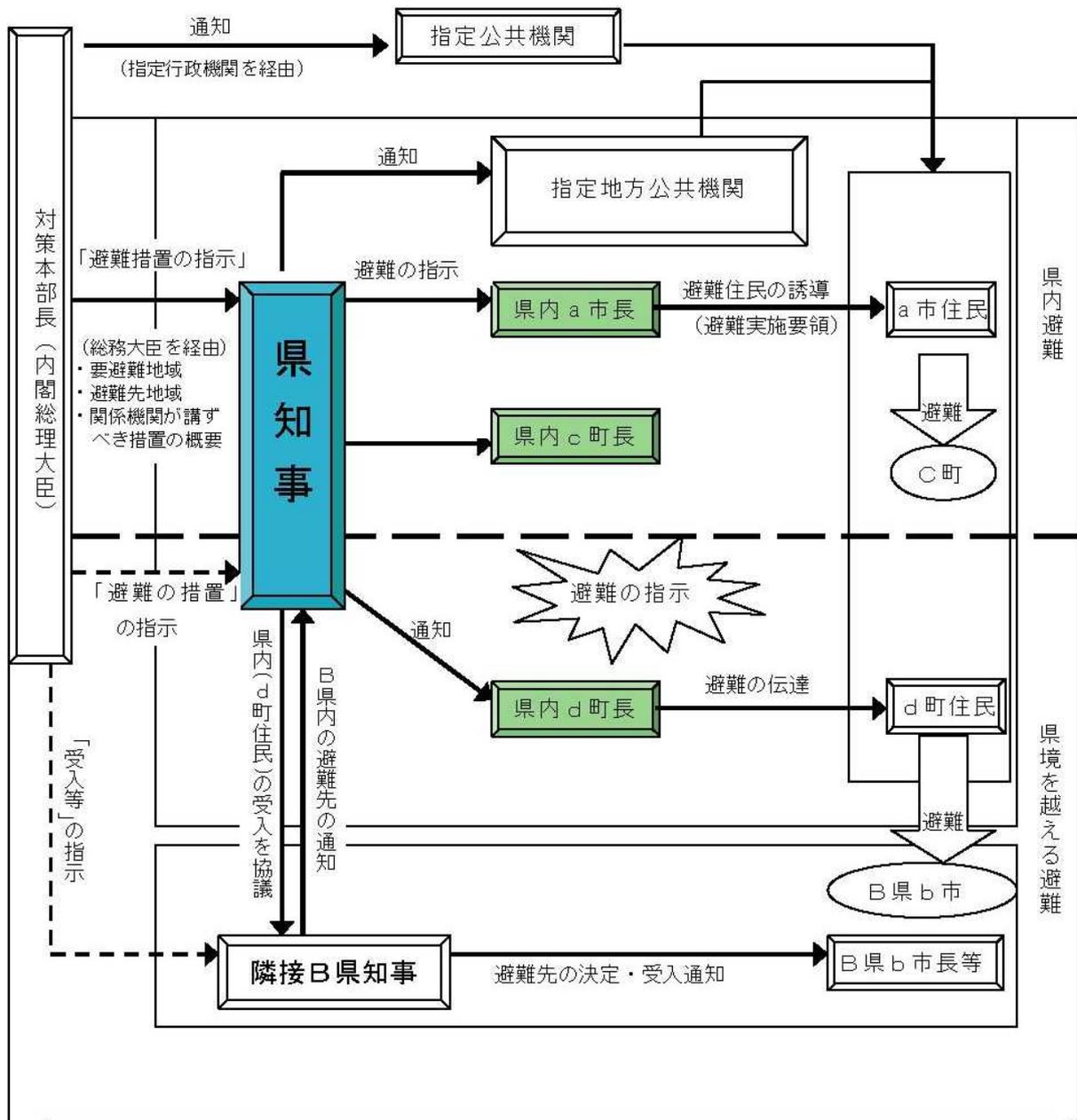
○県の役割

- ・国が発令した警報を市町、その他の執行機関、指定地方公共機関 (放送事業者含む)、その他の関係機関に通知をする。

○市町の役割

- ・国が発令した警報等を防災行政無線等により住民等に伝達する。

資料 11 避難の指示の流れ



○県の役割

- ・知事は、国の避難措置の指示を受けて住民に対し避難を指示する。
- ・都道府県の区域を超えて避難を指示するときは、避難先の知事に対し、受入を協議する。
- ・知事は、国の定める基準を満たす施設を、管理者の同意を得て避難地として指定する。

○市町の役割

- ・市町長は、職員を指揮し、避難住民を誘導する。
- ・消防は、市町長の命を受け、他の機関と一体となって避難住民を誘導する。

資料 12 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合【退避の指示について】

1 屋内への退避を指示する場合

(1) NBC攻撃と判断されるような場合

住民が何らかの防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触の少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

(2) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合

屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

2 退避の指示に伴う措置

(1) 退避の指示の住民への伝達（広報車等）を速やかに実施するとともに、退避の必要がなくなったときは、住民が十分に了知できる方法（広報車、立看板等）でその旨を公表する。

(2) 退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町長、その関係機関に速やかに通知する。

(3) 通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。

3 警察官による退避の指示

市町長もしくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、または要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

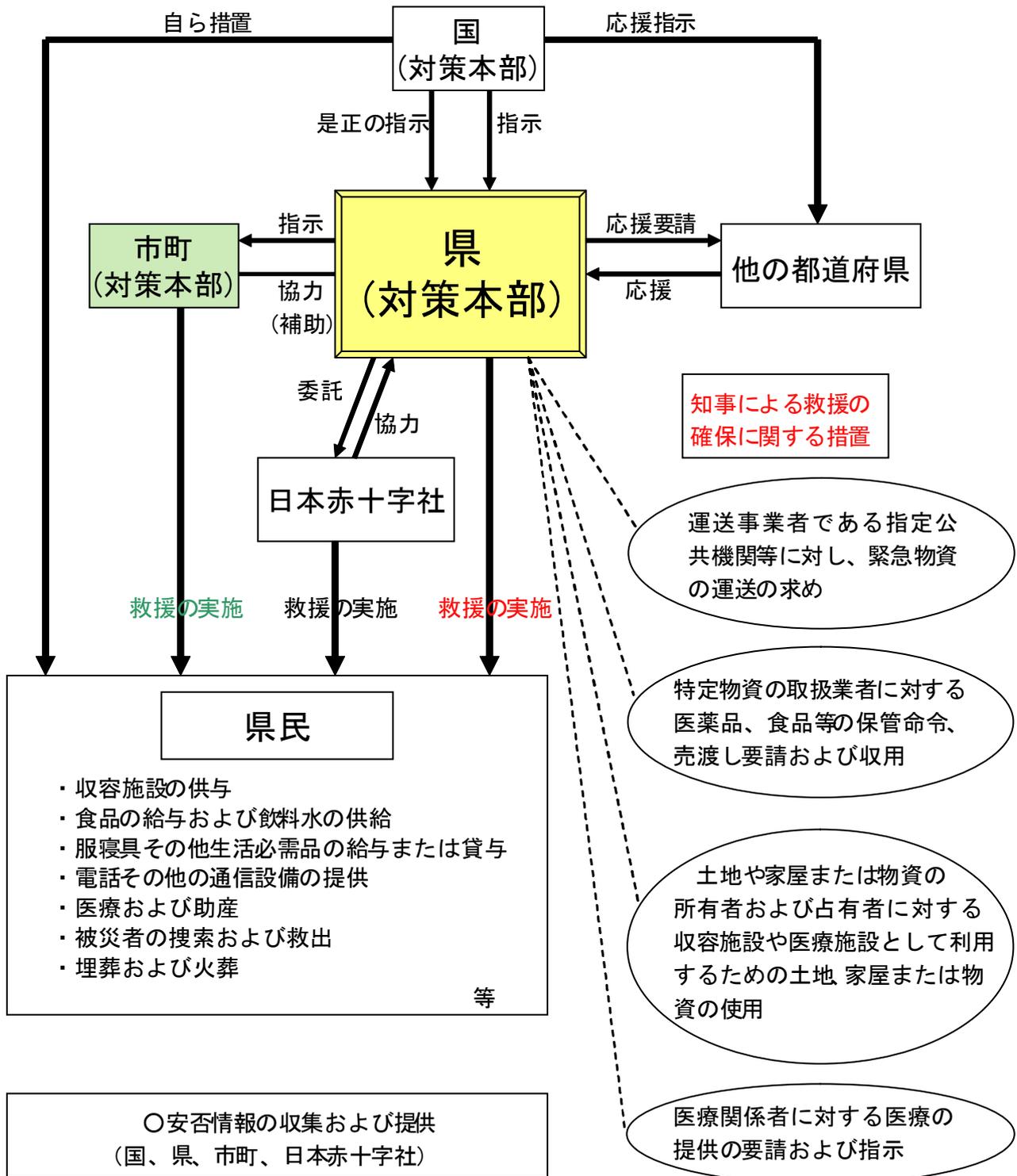
ゲリラ・特殊部隊の場合

- 突発的に被害が発生することもある。
- 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的
攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずる恐れがある。

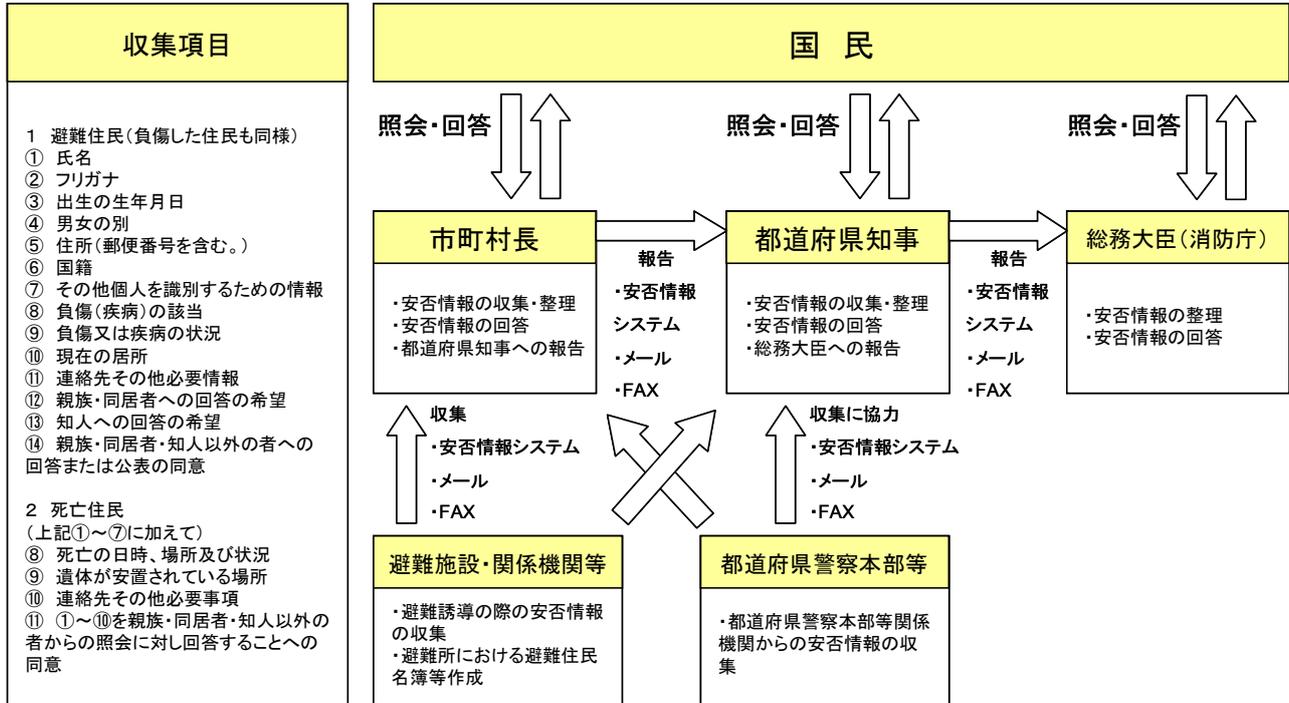


- NBCやダーティーボムが使用されることもある。

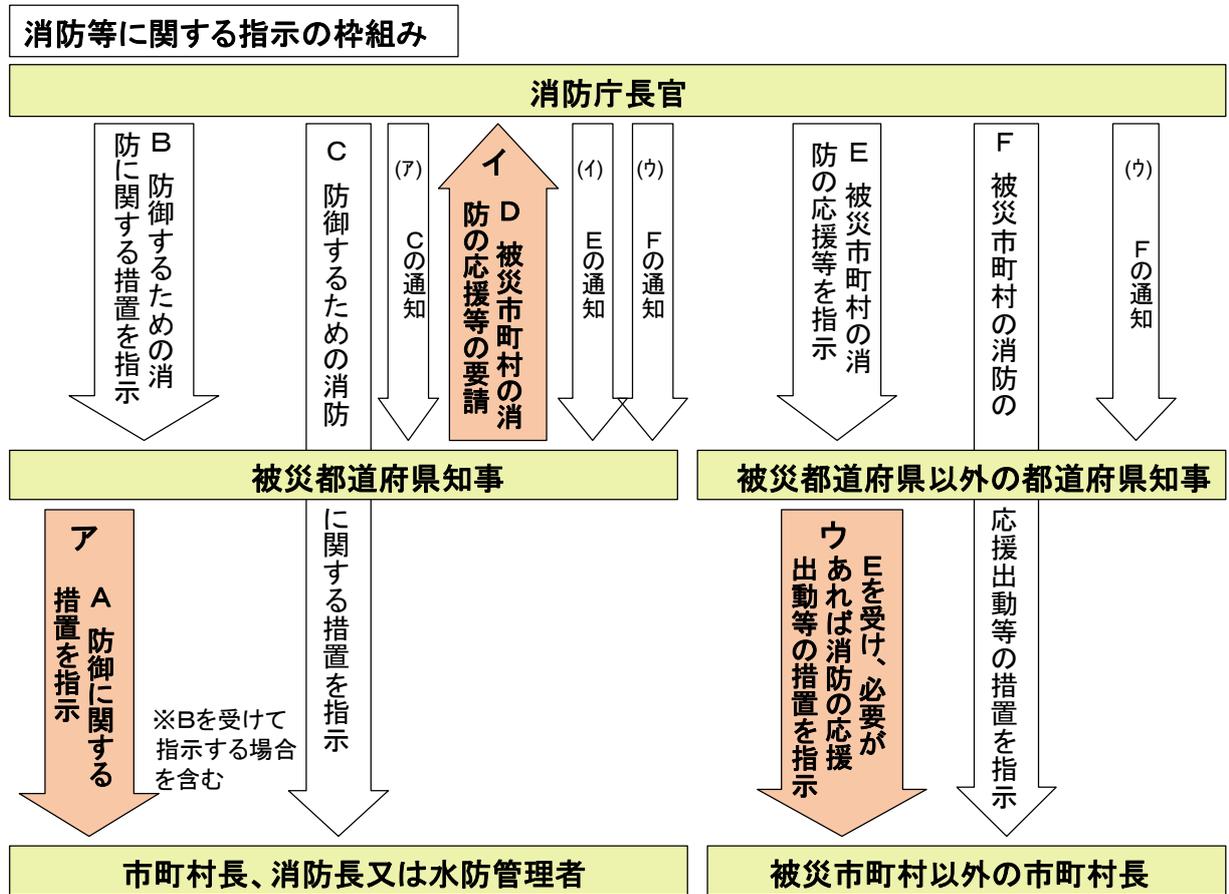
資料 13 救援の実施の流れ



安否情報収集・整理・提供の流れ



資料 15 消防に関する指示の枠組み



※図中のア～ウは、それぞれ計画本編P.81の(2)ア～ウに対応しており、(ア)～(ウ)はそれぞれ計画本編P82(ア)～(ウ)に対応している。

資料16 生活関連等施設の安全確保の留意点

（「生活関連等施設の安全確保の留意点」（平成27年4月内閣官房一部変更）を転記）

生活関連等施設の安全確保の留意点

（平成27年4月）

生活関連等施設の安全確保の留意点（目次）

1. 総務省関係	1
2. 総務省消防庁関係	3
3. 文部科学省関係	5
4. 厚生労働省関係	7
5. 農林水産省関係	17
6. 経済産業省関係	21
7. 国土交通省関係	30
8. 原子力規制庁関係	38

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月
総務省

1. 施設の種類

電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備（国民保護法施行令第 27 条第 5 号）

2. 施設の特性

当該施設が被害を受けると、そのサービス提供地域に係る通信が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。当該施設が中継交換設備に係るものにあつては、その影響が広範囲に及ぶおそれがある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 平素から都道府県警察、総務省等関係機関との緊密な連携の下、必要に応じて施設（当該交換設備が設置される建物等を含む。以下同じ。）の巡回を実施する等、自主警戒の強化に努めること。
- ・ 関係機関との連絡網の構築に努めること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設（特に、交換設備を設置する通信機械室）への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備え付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ その他、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和 62 年郵政省告示第 73 号）に定める対策の実施に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課安全・信頼性対策室

電話 03-5253-5862

FAX 03-5253-5863

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月
総務省

1. 施設の種類

国内放送を行う放送局の無線設備（国民保護法施行令第27条第6号）

2. 施設の特性

当該施設が被害を受けると、当該施設を利用する放送事業者のサービス提供地域全域に係る放送が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。複数の放送事業者が同一の施設を利用している場合、その影響が拡大するおそれがある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 事案発生時に施設の警備等を実施する関係機関（都道府県警察等）との緊密な連絡の下、施設の巡回その他の自主警戒の強化に努めること。
- ・ 事案発生時に迅速な対応が可能となるよう、上記の関係機関（都道府県警察等）との連絡体制を確立すること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ 同一の施設を複数の放送事業者で利用している場合には、上記の各措置について、放送事業者間で緊密な連絡をとること。

4. 所管省庁の連絡先

総務省情報流通行政局地上放送課

電話 03-5253-5793

FAX 03-5253-5794

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月
総務省 消防庁

1. 施設の種類

危険物の取扱所等（製造所、貯蔵所及び取扱所）
（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 1 号）

2. 施設の特性

- （1）危険物の規制に関する政令第 8 条の 2 の 3 第 3 項の特定屋外タンク貯蔵所
 - ・ 施設が大規模かつ屋外に設置されているため、武力攻撃等の内容によっては防御措置を講ずることが難しい場合がある。また、火災等が生じた際の影響が大きい。
 - ・ 石油等の燃料を備蓄している例が多く、国民生活に多大な影響を与える恐れがある。
- （2）消防法第 12 条の 7 に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設
 - ・ 大量の危険物を取り扱う施設である。
- （3）その他（（1）、（2）を除く）の危険物施設
 - ・ 火災危険性が高い物品を貯蔵し、又は取り扱っている。

3. 安全確保の留意点

（1）平素からの備え

【都道府県知事】

- ・ 施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により不審者の侵入に注意するよう管理者へ要請すること。
- ・ 都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・ 避難経路の確認を行うよう管理者へ要請すること。
- ・ 武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう管理者へ要請すること。
- ・ 市町村の担当部局との連絡体制を整備し、武力攻撃事態等に際して、県内に所在する危険物施設について円滑に把握できる体制をとること。

【事業者】

- ・ 施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により、不審者の侵入に注意すること。
- ・ 都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・ 避難経路の確認を行うこと。

- ・ 武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう確認し、従業員へ周知すること。

（２）武力攻撃事態等における留意点

【都道府県知事】

- ・ 特に、２（１）及び（２）の施設については危険性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。
- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。
- ・ 都道府県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。
- ・ 消防法第１２条の３にもとづき、危険物施設の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。
- ・ 国民保護法第１０３条第３項第２号にもとづき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動又は消費の一時禁止又は制限を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。
- ・ 消防法第１６条の３第３項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。

【事業者】

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。
- ・ 消防法第１６条の３第１項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。
- ・ 消防法第１６条の３第２項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故を発見した者は、直ちにその旨を消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関に通報すること。

4. 所管省庁の連絡先

消防庁危険物保安室

電話 ０３－５２５３－７５２４

FAX ０３－３５８１－７５３４

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月
文 部 科 学 省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）

2. 施設の特性

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下、生物剤等）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので文部科学省・文化庁国民保護計画別表に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。）。
- (2) 施設を有する機関の長は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、施設を有する機関の長は、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施設された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
 - ⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。
 - ⑧ 都道府県警察、文部科学省等関係機関の求めに応じて情報提供を行うとともに、右関係機関と連携して自主警戒の強化に努めること。

- ⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

文部科学省ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

電話 03-6734-4113

FAX 03-6734-4114

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月
厚生労働省

1. 施設の種類

水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池（国民保護法施行令第 27 条第 3 号）

2. 施設の特性

- ・ 国民が直接口にする飲料水を供給する。
- ・ 水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたる。

3. 安全確保の留意点

- ・ 関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。
- ・ 水源の監視を強化すること。
- ・ 水道施設の防護対策を確認すること。
- ・ バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。
- ・ 当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。
- ・ 備品、薬品等の管理を徹底すること。
- ・ 施設関係図面等の管理を徹底すること。
- ・ 一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。
- ・ 緊急時における関係者に対する連絡体制を確認すること。
- ・ 給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。
- ・ 応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認すること。

4. 所管官庁の連絡先

厚生労働省健康局水道課

電話 03-3595-2368

FAX 03-3503-7963

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒物劇物を取扱う施設）

平成 27 年 4 月
厚生労働省

1. 施設の種類

毒物劇物取扱施設（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 2 号）

2. 施設の特徴

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者が所持し、毒物又は劇物を保有する施設。なお、毒物又は劇物は、人や動物が飲んだり、触れたり、吸い込んだりした場合、生理的機能に急性的な危害を与える。

※ 施設のうち、毒物においては 20 トン程度、劇物においては 200 トン程度貯蔵している施設は特に安全確保に留意すべき生活関連等施設に該当すると考える。また、住宅街の中心にある施設や特に毒性が強い毒物を取り扱う等の行為を行う施設において、当該施設が破壊され毒物劇物が漏洩したときに大多数の周辺住民等への被害が懸念される場合は、貯蔵量の多寡にかかわらず、特に安全確保に留意すべきと考える。

3. 安全確保の留意点

武力攻撃事態において的確かつ迅速に安全を確保するために、平素より安全確保の措置等を準備するにあたって留意すべき事項を下記に定める。なお、準備にあたっては、まず、今ある毒物劇物の保管又は取り扱う設備や危害防止規定のマニュアルを見直し、施設の破壊等を目的とした人物の不法侵入を防ぐ措置や複数の設備等が同時に破損する事態などの武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭に、現在の設備やマニュアルに不足がないか検討し、順次、必要な事項の追加や修正を行うことを推奨する

○ 武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭においた設備に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取り扱う設備を敷地境界線から離れたところに配置する。
 - ※ 漏洩時になるべく事業場外に漏れないように配慮
 - ※ 不審者に容易に見つけられ、盗取等されないよう配慮
- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備には施錠及び柵を設ける等を行い不審な人物が侵入できないようにする。
- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合に事業場外へ流出しないよう措置を講ずる。
 - ※ 漏洩した毒物劇物を收容する設備（防液堤や排液処理設備）などの設置
- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合、応急措置を行うために必要な中和剤及び措置を行う者のための保護具等を準備する。
 - ※ 保護具は、複数の設備が破損した場合を想定し、十分な数を準備
 - ※ 中和剤は、必要に応じ関係他社と協力体制を構築し、緊急時に十分な量を確

保できる手段を整備

- ※ 土嚢（漏出のせき止め）、ビニールカバー（飛散を防ぐため）や空容器（漏洩した毒劇物を回収するため）等災害の拡大を防止するための部材等を準備
- ※ 反応副生成物による被害が想定される場合においては、反応副生成物に対する保護具等の準備

- ・ 上記の諸措置の実施計画を立て、実施する。

○ 武力攻撃事態における毒物劇物を取扱う設備等の管理体制に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備への出入りや鍵の管理体制を整備する。
- ・ 施設内の毒物劇物の種類と保有量について把握体制を整備する。
 - ※ 管理台帳、又は事業計画等での日単位の物量管理などからの把握方法や体制の整備
 - ※ 夜間や休日など現場担当者がいない場合でもどの設備にどの毒劇物があるか確認ができるよう現場事務所以外の守衛所等にも情報提供
 - ※ 毒劇物の種類と大まかな量について、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）にも情報提供
- ・ 毒物劇物を取扱う設備の安全装置等が非常時に適切に機能するよう点検の実施体制を整備する。
- ・ 武力攻撃災害を回避するための毒物劇物を取扱う設備の緊急停止、毒物劇物の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。
- ・ 毒劇物の輸送時における武力攻撃災害を回避するため、搬送経路が武力攻撃の危機にさらされている場合に当該経路の毒劇物の輸送を最小限になるよう体制を検討する。
- ・ 海上輸送の場合においては、毒劇物輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 施設全体の警備体制を整備する。
 - ※ 施設への出入りに身分や携帯物の確認や毒物劇物施設の重点的な巡回の実施に関するマニュアルを整備。必要に応じ、防犯カメラ等の設備について検討
 - ※ 平素から自治体（県庁担当部局や保健所等）、都道府県警察等との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める
- ・ 上記の諸措置に関して、必要に応じ、訓練・教育計画を立て、実施する。
 - ※ 訓練計画は、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談して作成するとともに、訓練を実施するに当たっては、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談しつつ、周辺住民への参加も呼びかけて実施
- ・ 上記の諸措置に関する整備計画を立て、実施する。なお、武力攻撃事態に限らず、平素より実施可能なものは、現行の危害防止規定に当該規定を盛り込み、平素より実施する。

○ 武力攻撃災害時の応急措置体制に関する事項

- ・ 通報体制を整備する

※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等注1（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）、事務所内関係者や周辺住民等への通報体制及び連絡先一覧の作成

注1：海上保安部等とは海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署をいう。以下同じ

※ 災害現場に立ち会ったものが速やかに連絡できるよう、連絡先一覧を関係者に周知するとともに、事業場の見やすいところに掲げる。特に、拡散しやすい毒物劇物など（ガス状のものや揮発性の高いもの、あるいは水と反応し有毒ガスを発生するものなど）、災害時に処置を行う間もなく周辺住民への危害が及ぶ恐れのある毒物劇物を保有している施設については、災害と同時に消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡を取る体制やマニュアル等を整備

※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡する場合に、災害を受けた施設の毒物劇物が何であるか、毒性の程度、応急措置に必要な装備や被害者の応急措置等が説明できるようMSDS等を連絡先一覧とセットで用意しておく。同時に被災者の応急措置や被災物質等に関する問い合わせに対応できる者の連絡先を登録できるよう、関係者の連絡先一覧を準備

※ 災害現場が混乱して通報ができない場合も想定し、災害現場以外の、例えば守衛所等からでも通報ができるよう必要な情報を共有

・ 応急措置体制を整備する。

※ 毒物劇物の保管又は取扱う施設からの毒物劇物の流出時における応急措置体制と方法

・ 避難体制を整備する。

※ 関係者及び関係者以外の避難体制、避難経路、避難場所の設定をマニュアルに定める

・ 被害の拡大防止体制を整備する。

※ 周辺住民の避難・対応方法等をマニュアルに定める。なお、当該マニュアルは消防機関や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談の上作成するとともに、周辺住民への周知に努める。

・ 上記の諸措置に関する整備計画及び訓練・教育計画を立て、実施する。

○ その他の留意事項

・ 上記の留意点は、緊急対応事態についても準用する。

4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

電話 03-3595-2298

FAX 03-3593-8913

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒劇薬を取り扱う施設）

平成 27 年 4 月
厚生労働省

1. 施設の種類

薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所、及び医薬品の製造販売の事務所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 8 号）

2. 施設の特性

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第 44 条第 1 項に規定する毒薬又は同条第 2 項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。
- ・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。

3. 安全確保の留意点

○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

（法令に規定されている事項）

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（法第 48 条第 1 項）
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（法第 48 条第 2 項）

（その他留意すべき事項）

- ・ 毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。（平成 13 年 4 月 23 日医薬局長通知 医薬発第 418 号）
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。（同上）
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。（同上）
- ・ 平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防及び警察、海保（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。
- ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。
- ・ 盗難・流出等を防ぐための措置を可能な限り講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

○ その他留意事項

- ・ 毒物又は劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬食品局総務課

電話 03-5253-1111（2712）

FAX 03-3591-9044

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 03-5253-1111（2739）

FAX 03-3597-9535

厚生労働省医薬食品局安全対策課

電話 03-5253-1111（2756）

FAX 03-3508-4364

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤・毒素等を取扱う施設）

平成 27 年 4 月
厚生労働省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素を取扱う施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）。

2. 施設の特性

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので厚生労働省国民保護計画別添に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（厚生労働省国民保護計画別添に掲げる病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること）。
- (2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、平素から巡回等により施設の自主的な警備に努めるとともに、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
 - ⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。

- ⑧ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

【国立感染症研究所についての連絡先】

厚生労働省大臣官房厚生科学課
電話 03-3595-2171
FAX 03-3503-0183

【診療所についての連絡先】

厚生労働省医政局総務課
電話 03-3595-2189
FAX 03-3501-2048

【病院についての連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課
電話 03-3595-2194
FAX 03-3503-8562

【医薬品産業についての連絡先】

厚生労働省医政局経済課
電話 03-3595-2421
FAX 03-3507-9041

【衛生検査所についての連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室
電話 03-3595-2194
FAX 03-3507-9041

【保健所・地方衛生研究所についての連絡先】

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課地域保健室
電話 03-3595-2190
FAX 03-3502-3099

【ワクチン・抗毒素についての連絡先】

厚生労働省健康局結核感染症課
電話 03-3595-2257
FAX 03-3581-6251

【医薬品製造所に関する連絡先】

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 03-3595-2431

FAX 03-3507-9535

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒薬及び劇薬を取り扱う施設）

平成 27 年 4 月
農 林 水 産 省

1. 施設の種類

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 44 条第 1 項に規定する毒薬又は同条第 2 項に規定する劇薬の取扱施設（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 8 号）

2. 施設の特性

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 44 条第 1 項に規定する毒薬又は同条第 2 項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。

3. 安全確保の留意点

○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

（法令に規定されている事項）

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 48 条第 1 項）
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 48 条第 2 項）

（その他留意すべき事項）

- ・ 毒薬及び劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬及び劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。
- ・ 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒態勢の強化に努めること。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立すること。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するための、毒薬及び劇薬を取り扱う施設の停止、毒薬及び劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備すること。

○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防、警察及び海上保安部署（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知すること。
- ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送など対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。
- ・ 可能な限り、盗難・流出等を防ぐための措置を講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

○ その他留意点

- ・ 毒物又は劇物を取り扱う製造所等においては、毒物劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、生物剤又は毒素を取り扱う製造所等においては、生物剤又は毒素の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・ 毒薬及び劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

電話 03-3502-8701

FAX 03-3502-8275

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素を取り扱う施設）

平成 27 年 4 月
農 林 水 産 省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）

2. 施設の特性

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので農林水産省・林野庁・水産省国民保護計画別紙1に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画別紙1に掲げる病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。）。
- (2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 平素から自主的な巡回の実施等、施設の警備に努めること。
 - ⑤ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑥ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑦ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理による滅菌、薬剤処理等）により確実に不活化すること。
 - ⑧ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。

- ⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課

電話 03-3502-2319

FAX 03-3597-0329

生活関連等施設の安全確保の留意点（発電所及び変電所）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

- ・ 発電所（最大出力5万キロワット以上）
- ・ 変電所（使用電圧10万ボルト以上）
（国民保護法施行令第27条第1号）

2. 施設の特性

- ・ 発電所：電気を発生している電力供給の根幹施設。一般に、火力発電所は海岸に立地していることが多く、水力発電所は山中に立地していることが多い。
- ・ 変電所：発電所と消費者間の中継点であり、電圧を調整している電力供給ネットワークの要の施設。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746

FAX 03-3501-3675

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課

電話 03-3501-1742

FAX 03-3580-8486

生活関連等施設の安全確保の留意点（ガス工作物）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー（国民保護法施行令第 27 条第 2 号）

2. 施設の特徴

- ・ 可燃性である都市ガスまたは都市ガスの原料を取り扱っている。
- ・ ガスホルダーは市街地に設置されていることが多い。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設がある事業所には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、柵、塀、有刺鉄線又は生け垣等を設け、かつ、構内のガス工作物に近づくことを禁止する旨の表示をする等、施設の管理を徹底すること。
- ・ ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成 12 年通商産業省令第 111 号）第 6 条に定める離隔距離を有すること。
- ・ 施設の規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けること。
- ・ 施設の付近に設置する電気設備は、その設置場所の状況及び当該施設の扱うガスの種類に応じた防爆性能を有すること。
- ・ 施設の外面から火気を取り扱う設備に対して適切な距離を有すること。
- ・ 施設の管理者は、施設の維持・運用のために、定期的に巡視、点検を行うこと。
- ・ 遠隔操作弁を設ける等、必要に応じてガスを安全に遮断及び放出ができるよう措置を講ずること。
- ・ 施設に対する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746

FAX 03-3501-3675

経済産業省商務流通保安グループガス安全室

電話 03-3501-4032

FAX 03-3501-1856

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス製造所）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

高圧ガスの製造所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 4 号）

2. 施設の特性

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを製造している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 可燃性ガス及び毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス貯蔵所）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

高圧ガス貯蔵所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 4 号）

2. 施設の特性

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを貯蔵している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの貯蔵を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室

電話 03-3501-1706

FAX 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬庫）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

火薬庫（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 3 号）

2. 施設の特性

- ・ 爆発性を有する火薬類を貯蔵している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬庫は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 火薬庫の周囲は土堤等で囲むこと。
- ・ 貯蔵施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ 鉾山・火薬類監理官付

電話 03-3501-1870

FAX 03-3501-6565

生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬類製造所）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

火薬類の製造所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 3 号）

2. 施設の特徴

- ・ 爆発性を有する火薬類を製造している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬類の製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 火薬類の製造を行う区域の周囲には、関係者以外が立ち入ることができないよう、境界柵を設置すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、施錠等の管理を強化、徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 製造作業終了後、火薬類の製造作業を行う建築物内に、火薬類をやむを得ず存置する場合には、見張りを置く等の措置を講ずること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付

電話 03-3501-1870

FAX 03-3501-6565

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス取扱所）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 9 号）

2. 施設の特性

- ・ LNG タンク、発電機の水素冷却用のタンクには可燃性ガスが、脱硝用のアンモニアタンクには刺激性ガスが高圧ガスの状態で貯蔵されており、設備の損壊等において周囲に多大な損害を与える可能性がある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746

FAX 03-3501-3675

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課

電話 03-3501-1742

FAX 03-3580-8486

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素取扱施設）

平成 27 年 4 月
経済産業省

1. 施設の種類

生物剤及び毒素取扱施設（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 10 号）

2. 施設の特徴

- ・ 危険度の高い生物剤及び毒素（経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁国民保護計画別表参照）を保有している。
- ・ 公的研究機関や企業の研究所等、生物剤及び毒素を用いた研究を実施する機関である。

3. 安全確保の留意点

- ・ 国立感染症研究所病原体等安全管理規程における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、同規程に基づいた運営の実施を図ること。
- ・ 安全管理委員会の設置及び生物剤等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。
- ・ 保有する生物剤等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把握しておくこと。
- ・ 生物剤等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。
- ・ 生物剤等の廃棄にあたっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
- ・ 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。
- ・ 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省製造産業局生物化学産業課

電話 03-3501-8625

FAX 03-3501-0197

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒性物質取扱所）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

毒性物質取扱所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 11 号）

2. 施設の特徴

- ・ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第 65 号）に定める毒性物質（特定物質、第一種指定物質、第二種指定物質の 3 種に分類される）を取り扱っている。
- ・ このうち、第二種指定物質の取扱施設は、主に、化学工場であって臨海部に立地している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 化学兵器禁止法で規定されている措置を徹底すること。
- ・ 施設内に除害のための中和剤等を備え付けること。
- ・ 緊急時にプラント停止が直ちにできるよう、手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 緊急時の連絡体制を確保すること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室

電話 03-3580-0937

FAX 03-3580-7319

生活関連等施設の安全確保の留意点（鉄道施設、軌道施設）

平成27年4月
国土交通省

1. 施設の種類

鉄道施設、軌道施設（国民保護法施行令第27条第4号）

2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。
- ・ 人流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との緊急連絡体制の確認、各事業者内での連絡・指示体制の確認を行うこと。また、適宜、連絡訓練を行うこと。

②避難経路の確認

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。また、適宜、避難訓練を行うこと。

（武力攻撃事態等における留意点）

①自主警戒の強化

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、駅係員・ガードマン等による巡回警備や防犯カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に新幹線の駅については、重点的に巡回警備等の実施を行うこと。
- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

②利用者等への協力要請

- ・ 利用者等に対し、電子掲示板・放送等により、不審物・不審者発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

③施設の適切な管理

- ・ 武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の利用停止などの措置を講ずること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省鉄道局総務課危機管理室

電話（代表）03-5253-8111（内線40182、40183）

（直通）03-4416-5119

FAX 03-5253-1634

生活関連等施設の安全確保の留意点（水域施設、係留施設）

平成27年4月
国土交通省

1. 施設の種類

水域施設、係留施設（国民保護法施行令第27条第7号）

2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものとなるおそれがある。
- ・ 人流、物流の重要な拠点であり、使用ができなくなると国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 係留施設及び係留施設と一体的に利用される荷さばきの用に供する施設、旅客の乗下船の用に供する施設を含めて安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素からの都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。

②自主警備の強化に関する備え

- ・ 定期点検等により、埠頭施設内の通信設備、照明設備等の機能が武力攻撃事態等において適正に使用できることを確認しておくこと。

③施設の管理に関する備え

- ・ 蔵置された貨物等のうち、危険物については管理責任者及び内容と蔵置場所を把握しておくこと。
- ・ 水域施設については、船舶の利用に支障がでないよう必要な水深及び幅員を確保しておくこと。
- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・ 常時防災備蓄倉庫等に救命胴衣、拡声器等武力攻撃事態等において必要な資機材を利用可能な状態にしておくこと。

(武力攻撃事態等における留意点)

①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 避難住民や緊急物資の運搬拠点として適正に機能することを確保するため、不審な船舶、不審な貨物、不審者及び不審車両が水域施設及び係留施設に紛れ込まないように巡視・監視又は出入り管理をするとともに貨物の適正な管理をするなど必要な措置を講ずること。

②利用者への協力要請

- ・ 不要不急の船舶の航行の自粛要請を行うこと。

③その他

- ・ 船舶や港湾施設利用者との間の連絡手段を確保すること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省港湾局海岸・防災課危機管理室

電話（代表）03-5253-8111（内線46283）

（直通）03-5253-8070

FAX 03-5253-1654

生活関連等施設の安全確保の留意点 (滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設)

平成27年4月
国土交通省

1. 施設の種類

滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設（国民保護法施行令第27条第8号）

2. 施設の特徴

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。
- ・ 人流、物流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

(共通事項)

- ・ 安全確保にあたっては、各管理者および関係機関と密接な連携のもと、生活関連等施設を含めた空港の一体的な安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

(平素からの備え)

①事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと（海域に面している空港については、管区海上保安本部との連絡体制の確認も行うこと。）。

②施設の管理に関する備え

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・ 常時、当該空港に乗り入れる航空機材に対応した消火・救難体制を整備すること。

(武力攻撃事態等における留意点)

①自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 空港の敷地内においては、職員等による巡回警備を徹底し、センサー等による監視体制を強化すること（必要に応じて、敷地周辺を含めた監視体制の強化を行うこと。）。
- ・ 航空保安対策基準等に従い、保安検査など航空保安対策を適切に講ずること。
- ・ 制限区域への出入り口については可能な限り限定し、職員等による監視を行うとともに不審な者については、身分確認、携行品の確認を行うこと。また、ゲート付近では夜間の照明を行うこと。

- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

②住民等への協力要請

- ・ 旅客や空港周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

③施設の適切な管理

- ・ 武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の供用停止などの措置を講ずること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省航空局

(滑走路等、旅客ターミナル施設)

安全部安全企画課

電話(代表) 03-5253-8111 (内線48179)

(直通) 03-5253-8696

FAX 03-3580-5233

(航空保安施設)

交通管制部交通管制企画課

電話(代表) 03-5253-8111 (内線51123)

(直通) 03-5253-8739

FAX 03-5253-1663

生活関連等施設の安全確保の留意点（ダム）

平成27年4月
国土交通省

1. 施設の種類

ダム（国民保護法施行令第27条第9号）

2. 施設の特徴

- ・ 大量の水を蓄えており、破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多くなるおそれがある。
- ・ 生活用水等を貯えているダムが破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

- ・ 市町村等の協力による幅広い情報収集体制の確保
- ・ 警察署及び消防署と連携した不審物の早期発見・処理、挙動不審者の発見
- ・ 点検・巡視時における不審物等への特段の注意
- ・ ダム管理庁舎及び堤体監査廊等の出入口における施錠及び入退室のチェック体制の強化
- ・ 危機管理上重要となるダム放流設備等の入念な点検及び監視カメラによる監視の強化
- ・ 関係機関と連携した水質事故対策実施体制の強化
- ・ その他各施設等の特性に応じた対策の実施

（武力攻撃事態等における留意点）

- ・ 関係機関への緊急情報の連絡
- ・ 関係機関と連携した不審物の処理
- ・ 関係機関への挙動不審者の迅速な通報
- ・ 関係機関への協力要請
- ・ ダム下流への警報及び緊急的な貯水位の低下の実施（時間的な余裕がある場合に限る）

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対応事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室ダム管理係

電話（代表）03-5253-8111（内線35494）

（直通）03-5253-8449

FAX 03-5253-1603

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月
原子力規制庁

1. 施設の種類

放射性同位元素の許可届出使用事業者等（国民保護法施行令第 28 条第 7 項）

2. 施設の特性

- ・ 放射性同位元素又は放射性同位元素に汚染された物を取り扱っている。放射性同位元素等は、ダーティボム[※]の材料として悪用されたり、遮へいを破壊することにより放射線障害を引き起こすなどの危険性が想定される。
- ・ 事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様である。
- ・ 医療機関等、不特定多数の者が利用する施設が存在する。
（※ダーティボム（汚い爆弾）：通常の爆弾に放射性物質を合体させて爆発させ、放射性物質を飛散させる爆弾）

3. 安全確保の留意点

（1）放射線障害防止法に定める許可使用者（特定許可使用者を除く）

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
 - ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
 - ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
 - ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
 - ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
 - ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
 - ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせる措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開とするなど、情報管理に留意すること。
- ・ 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(2) 放射線障害防止法に定める特定許可使用者及び許可廃棄業者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
 - ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
 - ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
 - ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
 - ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
 - ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
 - ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせ措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。
- ・ 関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。
- ・ 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(3) 放射線障害防止法に定める届出使用者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
 - ①施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
 - ②放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
 - ③管理区域に出入りする場合の管理の徹底
 - ④管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
 - ⑤事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
 - ⑥事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・ 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(4) 放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者並びに許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者から運搬を委託された者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意

すること。

- ①事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

4. 所管省庁の連絡先

原子力規制庁放射線対策・保障措置課

電話 03-5114-2155

FAX 03-5114-2128

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月
原子力規制庁

1. 施設の種類

製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料物質及び核原料物質の使用施設等、事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第5号及び第6号）

2. 施設の特徴

- 核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物を取り扱っている。
- 原子力施設で防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法（注）において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置（防護区域等の設定、出入管理、監視装置の設置、見張り人の巡視等）等を講ずべきことが義務付けられている。

（注）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

3. 安全確保の留意点

- 事業者等及び受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置等を遵守するとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。
- 原子炉等規制法に基づく防護対象特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、（1）に加え、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実にを行うとともに、特に以下の点について徹底すること。
 - 原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との平素からの緊密な情報交換
 - 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認
 - 防護区域等の巡視及び監視の実施
 - 防護区域等への人の出入管理
 - 核物質防護設備の点検及び整備
 - 特定核燃料物質の管理
 - その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備
- 訓練等を通じ、平素から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。
- 施設及び設備の監視を徹底すること。
- 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

(7) 事業者等から運搬を委託された者は、危険時の措置、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を順守すること。特に、核燃料物質等の盗取や妨害破壊行為を防止する観点から、特に以下の点に留意すること。

①武力攻撃事態等及び緊急処理事態における事業所内、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認

4. 所管省庁の連絡先

原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課

電話 03-5114-2121

FAX 03-5114-2183

原子力規制庁原子力規制企画課

電話 03-5114-2109

FAX 03-5114-2177

資料 17 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成 25 年 10 月 1 日内閣府告示第 229 号）
最終改正（平成 29 年 3 月 31 日内閣府告示第 113 号）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

（救援の程度及び方法）

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。）第 10 条第 1 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 75 条第 1 項各号及び令第 9 条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第 13 条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市においては、その長）は、第 1 項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第 2 条 法第 75 条第 1 項第 1 号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 避難住民（法第 52 条第 3 項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1 人 1 日当たり 320 円（冬季（10 月から 3 月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1 戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（1）1 戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを標準とし、その設置のための費用は 2,652,000 円以内とすること。

（2）長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1 人 1 日当たり 320 円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1 施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第 89 条第 3 項の規定により準用される建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 1 項本文、第 3 項及び第 4 項並びに景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 77 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに法第 131 条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条、第 8 条及び第 9 条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれが無くなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1 戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,652,000 円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第 3 条 法第 75 条第 1 項第 2 号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第 54 条第 2 項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として 1 人 1 日当たり 1,130 円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第 4 条 法第 75 条第 1 項第 3 号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4 月から 9 月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1 人世帯の額	2 人世帯の額	3 人世帯の額	4 人世帯の額	5 人世帯の額	世帯員数が 6 人以上 1 人を増すごとに加算する額
夏季	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	52,900円	7,800円
冬季	30,400円	39,500円	54,900円	64,200円	80,800円	11,100円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

- イ 棺（附属品を含む。）
- ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ハ 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人 210,200 円以内、小人 168,000 円以内とする

こと。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり574,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4,400円

(2) 中学校生徒 1人当たり 4,700円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 5,100円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の捜索及び処理は、次の各

号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

（1）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（2）死体の一時保存

（3）検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（1）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり 3,400 円以内とすること。

（2）死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり 5,300 円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

（3）救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり 135,100 円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

資料 18 平素から集約・整理が必要な基礎的資料

※ 国民保護措置の実施に必要な以下の基礎的資料については、今後順次整備する。

【一般的資料】

- (1) 県の地図
- (2) 県内の人口分布
 - ・市町毎の人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
 - ・居住し、または滞在している外国人の数
- (3) 関係機関（国、市町、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

【避難に関する資料】

- (1) 避難施設のリスト
 - ・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト
 - ・収容施設（避難所（長期避難住宅を含む）および応急仮設住宅）として活用できる土地、建物（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地）等のリスト
 - ・集客施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- (2) 県内の道路網のリスト
 - ・避難経路として想定される高速道路、国道、県道等の幹線的な道路のリスト
- (3) 輸送力のリスト
 - ・鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する車輛等（鉄道、定期・路線バス、船舶）の数、定員のデータ
 - ・鉄道網やバス網などのデータ
 - ・本社および支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- (4) 輸送施設に関する情報
 - ・道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
 - ・鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
 - ・港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
 - ・飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）
- (5) 全住民の避難を想定した場合に把握しておく必要がある情報
 - ・想定される避難先までの輸送経路
 - ・島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
 - ・島外からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
 - ・島内にある港湾等までの輸送体制など

【救援に関する資料】

- (1) 備蓄物資、調達可能物資のリスト
 - ・備蓄物資の所在地、数量、県内の主要な民間事業者のリスト
 - ・食料や飲料水等の生活必需品物資の流通網
 - ・仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設業協会のリスト等
 - ・食品、飲料水および生活必需品等の備蓄物資の確認
 - (※ 住民の避難および避難住民等の救援に必要な物資および資材の例)
食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料など
 - (※ 国民保護措置のために特に必要な物資および資材の例)
安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

- (2) 関係医療機関のデータベース
- ・災害拠点病院やNBC攻撃に対する対処が可能な医療機関の所在、病床数等の対応能力についてのデータ
 - ・NBCの専門知識を有する医療関係者のリスト
 - ・医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在
 - ・救護班のデータベース
 - ・臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- (3) 墓地および火葬場等のデータベース
- ・墓地および火葬場等の所在および対応能数等

【生活関連施設に関する資料】

- (1) 生活関連等施設等のリスト
- (※ 知事の行う避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 発電所・変電所、ガス工作物、取水施設貯水施設浄水施設、配水池、鉄道施設・軌道施設、電気通信事業用交換設備、放送用無線設備、水域施設・係留施設、旅客ターミナル・航空保安施設、ダム、危険物、毒劇物、火薬類、高圧ガス、核燃料物質（汚染物質を含む）、核原料物質、放射性同位元素（汚染物質を含む）、毒薬劇薬、電気工作物内の高圧ガス、生物剤・毒素、毒性物質
- (2) 生活関連等施設等の種類、名称、所在地、管理者名、連絡先、危険物質等の内容物、施設の規模

【大規模集客施設等に関する資料】

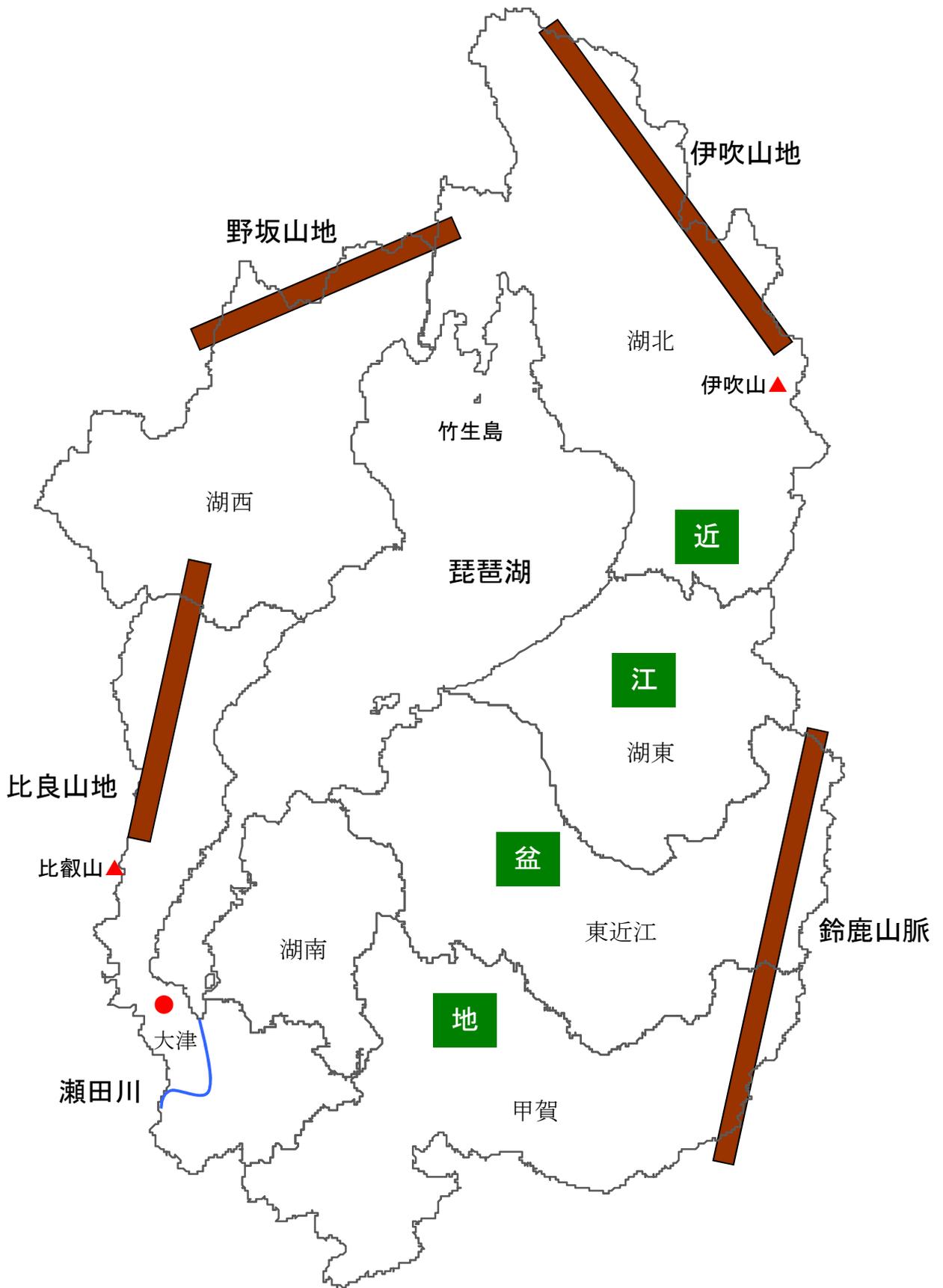
- (1) 大規模集客施設等のリスト
- ・消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用または居住する施設
- (2) 大規模集客施設等の名称、所在地、連絡先

【専門家・専門機関に関する資料】

- (1) 専門家・専門機関のリスト

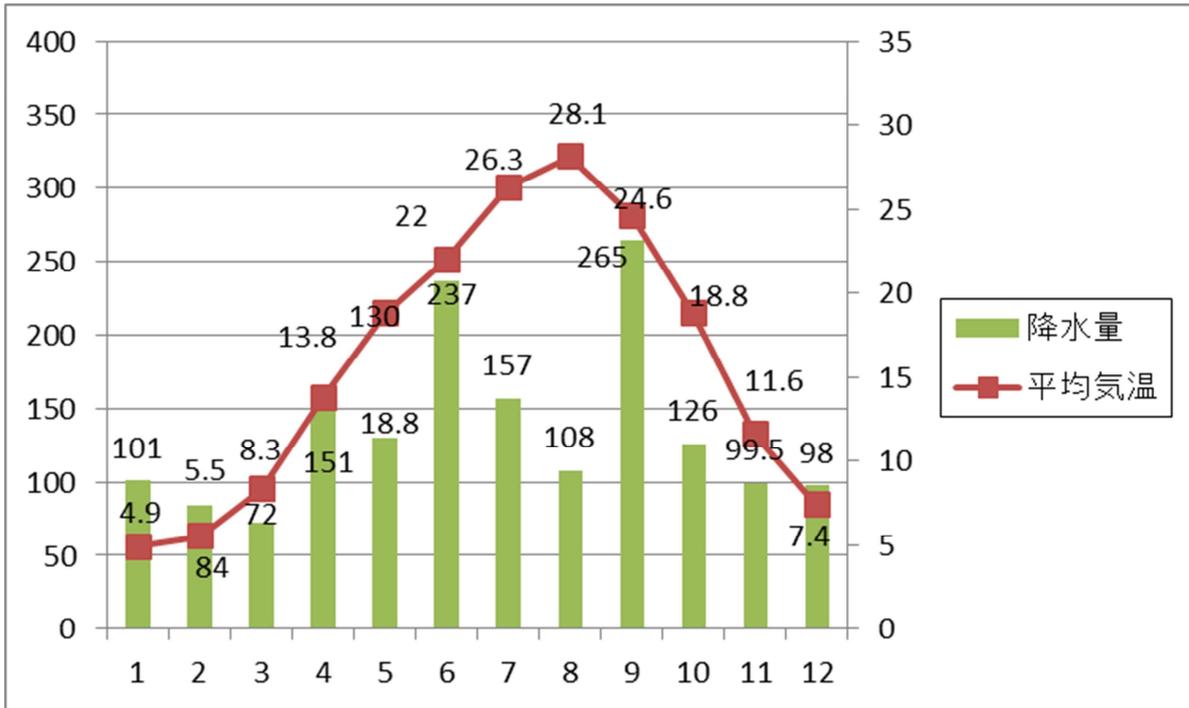
【その他】

- (1) 県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財または史跡名勝天然記念物）
- (2) 安否情報の収集について協力を求める可能性のある県が管理する医療機関諸学校等の所在および連絡先等

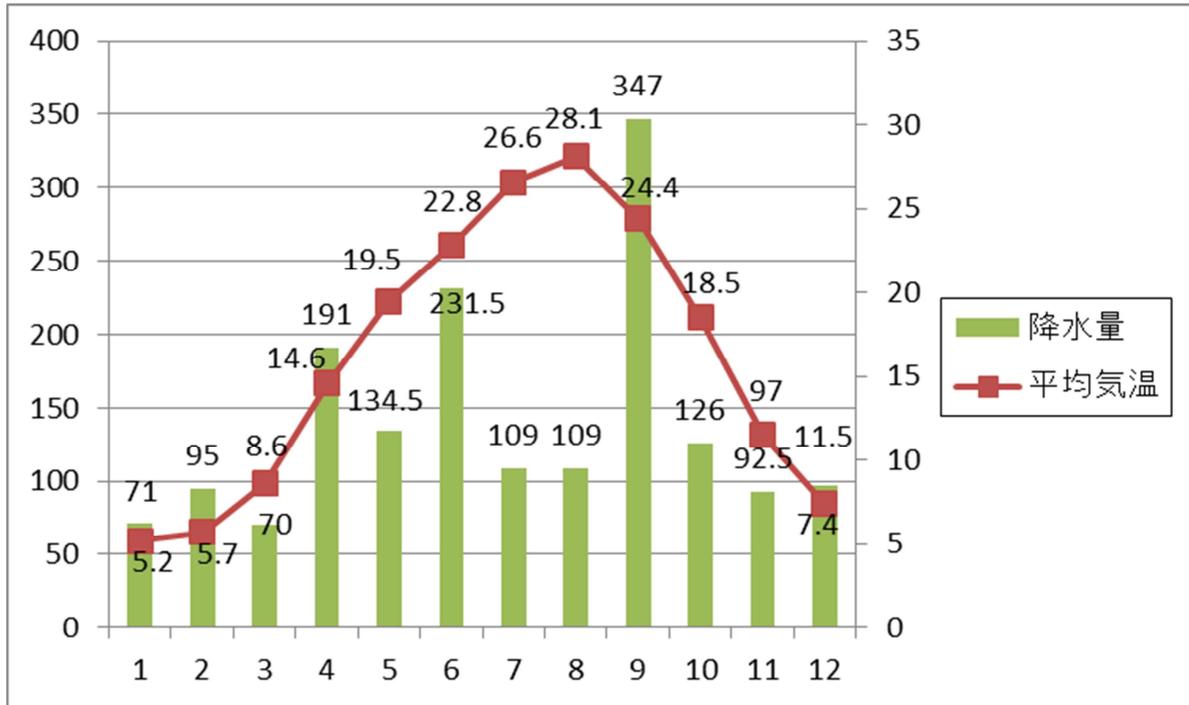


資料 20 降水量と平均気温（平年値）

【大津】



【彦根】



※ 資料 彦根地方気象台「滋賀県の気象(年報)」

資料 21 人口

	人口			人口増減 (平成22年～平成27年)		面積 (km ²)	人口密度 (1kmあたり)	外国人人数 (人)
	総数	男	女	実績(人)	率(%)			
滋 賀 県	1,412,916	696,941	715,975	2,139	0.2	4,017.38	351.7	19,886
大 津 市	340,973	164,799	176,174	3,339	1.0	464.51	734.0	3,167
彦 根 市	113,679	56,090	57,589	1,523	1.4	196.87	577.4	1,655
長 浜 市	118,193	57,703	60,490	-5,938	-4.8	681.02	173.6	2,391
近江八幡市	81,312	39,822	41,490	-426	-0.5	177.45	458.2	1,037
草 津 市	137,247	70,129	67,118	6,373	4.9	67.82	2,023.7	1,437
守 山 市	79,859	39,315	40,544	3,299	4.3	55.74	1,432.7	575
栗 東 市	66,749	33,186	33,563	3,094	4.9	52.69	1,266.8	908
甲 賀 市	90,901	45,070	45,831	-1,803	-1.9	481.62	188.7	2,237
野 洲 市	49,889	24,644	25,245	-66	-0.1	80.14	622.5	332
湖 南 市	54,289	28,117	26,172	-325	-0.6	70.40	771.2	1,975
高 島 市	50,025	24,460	25,565	-2,461	-4.7	693.05	72.2	377
東 近 江 市	114,180	56,601	57,579	-1,299	-1.1	388.37	294.0	2,276
米 原 市	38,719	18,825	19,894	-1,341	-3.3	250.39	154.6	329
日 野 町	21,873	10,884	10,989	-997	-4.4	117.60	186.0	301
竜 王 町	12,434	6,516	5,918	-482	-3.7	44.55	279.1	132
愛 荘 町	20,778	10,325	10,453	660	3.3	37.97	547.2	584
豊 郷 町	7,422	3,595	3,827	-144	-1.9	7.80	951.5	101
甲 良 町	7,039	3,367	3,672	-461	-6.1	13.63	516.4	43
多 賀 町	7,355	3,493	3,862	-406	-5.2	135.77	54.2	29

資料:総務省統計局 平成 27 年国勢調査 人口等基本集計結果

資料 23 隣接県に所在する原子力発電所

事業所名	事業者名	所在地	設置番号	炉型	熱出力 (万kW)	認可出力 (万kW)	燃料材料	燃料装荷 重量(t)	本格運転 開始年月
敦賀発電所	日本原子力 発電株式会社	敦賀市 明神町1	1号炉	沸騰水型 軽水炉	107.0	35.7	低濃縮二酸化ウ ラン燃料	約 52	S45.3 H27.4 運 転終了
			2号炉	加圧水型 軽水炉	342.3	116.0	低濃縮二酸化ウ ラン燃料	約 89	S62.2
原子炉廃止措 置研究開発セ ンター	国立研究開発 法人日本原子 力研究開発機 構	敦賀市 明神町3	—	新型転換 炉	55.7	16.5	濃縮ウラン燃料 ウラン・プルトニウム 混合酸化物燃料		S54.3 H15.3 運 転終了
高速増殖原形 炉もんじゅ		敦賀市 白木2	—	高速増殖 炉	71.4	28.0	プルトニウム・ウラン 混合酸化物 劣化ウラン	約 23.4	H28.12 の原子力 関係閣僚 会議で運 転再開し ないこと を決定
美浜発電所		三方郡 美浜町 丹生	1号炉	加圧水型 軽水炉	103.1	34.0	低濃縮二酸化 ウラン燃料	約 40	S45.11 H27.4 運 転終了
			2号炉		145.6	50.0		約 48	S47.7 H27.4 運 転終了
			3号炉		244.0	82.6		約 72	S51.12
大飯発電所	関西電力株式 会社	おおい町 大島1字 吉見1-1	1号炉	加圧水型 軽水炉	342.3	117.5	低濃縮二酸化 ウラン燃料	約 91	S54.3
			2号炉		342.3	117.5		約 91	S54.12
			3号炉		342.3	118.0		約 91	H3.12
			4号炉		342.3	118.0		約 91	H5.2
高浜発電所		高浜町田 ノ浦1	1号炉	加圧水型 軽水炉	244.0	82.6	低濃縮二酸化 ウラン燃料	約 72	S49.11
			2号炉		244.0	82.6		約 72	S50.11
			3号炉		266.0	87.0	低濃縮二酸化 ウラン燃料 プルトニウム・ウラン 混合酸化物	約 72	S60.1
			4号炉		266.0	87.0		約 72	S60.5



様 式

様式1 救急・救助事故等即報（第3号様式／救急・救助事故等）

第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 人(人) 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認が取れていない旨(未確認)等を記入して報告すれば足りること。)

様式2 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式3 安否情報収集様式（死亡住民）

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式 5 安否情報照会書

様式第 4 号 (第 3 条関係)

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申 請 者 住所 (居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 9 5 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人 (友人、職場関係者及び近隣住民) であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 其他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式 6 安否情報回答書

様式第5号 (第4条関係)

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

様式7 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
 ○ ○ ○

- 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）
 - (1) 発生日時平成年月日
 - (2) 発生場所〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯度、東経度）
- 2 発生した武力攻撃災害の状況の概要
- 3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(注) 被災情報の報告については、可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

参 考

参考 1 武力攻撃事態等対処法に基づく指定公共機関等

【指定行政機関(31)】

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁
--

【指定地方行政機関(25)】

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局
--

【指定公共機関(152)】

災害研究(12)	(国研) 海上・港湾・航空技術研究所、(国研) 建築研究所、(国研) 産業技術総合研究所、(独) 情報処理推進機構、(国研) 情報通信研究機構、(国研) 森林研究・整備機構、(国研) 水産研究・教育機構、(国研) 土木研究所、(国研) 日本原子力研究開発機構、(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構、(国研) 量子科学技術研究開発機構、(一財) 海上災害防止センター
医療(2)	(独) 国立病院機構、日本赤十字社
公共的施設管理(11)	[河川] (独) 水資源機構 [道路] (独) 日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) [空港] 新関西国際空港(株)、中部国際空港(株)、成田国際空港(株)
電気(16)	広域的運営推進機関、沖縄電力(株)、関西電力(株)、九州電力(株)、四国電力(株)、中国電力(株)、中部電力(株)、東京電力エナジーパートナー(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京電力カフエール&パワー(株)、東京電力ホールディングス(株)、東北電力(株)、北陸電力(株)、北海道電力(株)、電源開発(株)、日本原子力発電(株)
ガス(4)	大阪瓦斯(株)、西部瓦斯(株)、東京瓦斯(株)、東邦瓦斯(株)
運送(76)	[国内旅客船(9)] オーシャントランス(株)、(株)フェリーさんふらわあ、(株)名門大洋フェリー、商船三井フェリー(株)、新日本海フェリー(株)、太平洋フェリー(株)、阪九フェリー(株)、マルエーフェリー(株)、宮崎カーフェリー(株) [バス(26)] JR九州バス(株)、ジェイアール四国バス(株)、ジェイアール東海バス(株)、ジェイアールバス関東(株)、ジェイアールバス東北(株)、ジェイ・アール北海道バス(株)、中国ジェイアールバス(株)、西日本ジェイアールバス(株)、小田急バス(株)、神奈川中央交通(株)、近鉄バス(株)、京王電鉄バス(株)、京成バス(株)、京阪バス(株)、京浜急行バス(株)、国際興業(株)、西武バス(株)、東急バス(株)、東都観光バス(株)、東武バスセントラル(株)、南海バス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)、阪神バス(株)、三重交通(株)、名阪近鉄バス(株) [航空(8)] ANA ウィングス(株)、(株)AIRDO、(株)スターフライヤー、(株)ソラシドエア、スカイマーク(株)、全日本空輸(株)、日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株) [鉄道(23)] 北海道旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、東京地下鉄(株)、九州旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、近畿日本鉄道(株)、京王電鉄(株)、京成電鉄(株)、京阪電気鉄道(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、西武鉄道(株)、東京急行電鉄(株)、東武鉄道(株)、名古屋鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、西日本鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株) [内航路海運(5)] 井本商運(株)、川崎近海汽船(株)、近海郵船物流(株)、栗林商船(株)、琉球海運(株) [トラック運送事業者(5)] 佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株)

電気通信(7)	日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDD I (株)、ソフトバンク(株)、(株)NTT ドコモ
放送(22)	[テレビ(14)] 日本放送協会、朝日放送テレビ(株)、(株)CBC テレビ、(株)TBS テレビ、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)フジテレビジョン、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、中京テレビ放送(株)、東海テレビ放送(株)、名古屋テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)、讀賣テレビ放送(株) [ラジオ(8)] 朝日放送ラジオ(株)、大阪放送(株)、(株)CBC ラジオ、(株)TBS ラジオ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送、東海ラジオ放送(株)
その他(2)	日本銀行、日本郵便株式会社

参考2 避難の指示（一例）

「都道府県国民保護モデル計画」（平成17年3月総務省消防庁作成）より抜粋

避難の指示（一例）

〇〇県知事

〇月〇日〇時現在

〇 本県においては、〇日〇時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、〇時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

〇 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

(1) A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、〇日〇時目途に住人の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

国道〇〇号によりバス（〇〇会社、〇〇台確保の予定）

〇〇駅より〇〇鉄道（〇〇行〇〇両編成、〇便予定）

※〇時から〇時まで、国道〇号及び県道〇号は交通規制（一般車両の通行禁止）

※細部については、A市の避難実施要領による。

※A市職員の誘導に従って避難する。

(2) A市BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、〇日〇時目途に住民の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

〇避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。

- ・武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ・当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

【弾道ミサイルによる攻撃の場合】

避難の指示（一例）

- 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
- 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。
（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）
- 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。
弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、・・・

【ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合】

避難の指示（一例）

- 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。
- AA地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。
- BB地区の住民については、市町村長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。
健全者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

参考3 避難実施要領（一例）

「市町村国民保護モデル計画」（平成18年1月総務省消防庁作成）より抜粋

弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領（一例）

〇〇市（町村）長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

(※) 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」が存在する。）。

(※) 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、当該市（町村）の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

(※) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

(※) 現在調査を行っている全国瞬時警報システム（J-alert）が配備された場合には、国において、各市（町村）の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個人がとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

- ・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(※) このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市（町村）、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

(※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(※) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアーではなく、地下の食品売場に誘導するよう協力を求めるといった方法も考えられる。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領 (一例)

〇〇市(町村)長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性のあることを踏まえ、警報を発令し、〇〇市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

(※) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

〇〇市(町村)は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、〇〇市・〇〇小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(※) 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

(※) 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(※) 原子力事業所周辺における避難については、原子力災害が発生するおそれがある場合には、住民に対し、屋内避難を指示するとともに、被害が及ぶおそれがある地域に対して、他の地域への避難の準備又は避難を行わせる。この場合において、地理的条件や交通事情を勘案し、県警察の意見を聴いた上で、自家用車を交通手段として示すことができる。

(2) 市(町村)の体制、職員派遣

ア 市（町村）対策本部の設置

国からの指定を受けて、市（町村）長を長とする市（町村）対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の〇〇市・〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市（町村）職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を手して、避難実施要領に反映させる。

(※) 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約200名、A公民館、市保有車両×4 〇〇バス2台

(イ) B地区

約200名、B公民館、〇〇バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約100名、C公民館、〇〇バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

〇〇日15:30、A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

(※) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

- (※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。
- (※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。
- (※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市（町村）広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(※) 都心部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

(※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難
 - 市（町村）は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。
 - a ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - b △△老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。
 - c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

ア 市（町村）職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17：30までに終了するよう活動を行う。

(※) 「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市（町村）の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 市（町村）の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市（町村）長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市（町村）の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市（町村）対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市（町村）の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。

イ バス運転手、現地派遣の県職員及び〇〇市職員との連絡要領は、別に示す。

ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ 対策本部設置場所：〇〇市役所

オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇市〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市（町村）の支援を受ける。

(昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難)

避難実施要領 (一例)

〇〇市 (町村) 長

〇月〇日〇時現在

(1) 事態の状況

〇〇日〇時〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある (〇〇日〇時現在)。

(2) 避難誘導の全般的方針

〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部等及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

(※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

(※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法 (状況の変化とともに、逐次修正)

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部等及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

(※) 現地調整所で、県警察、海上保安部等、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMAT (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導を行う市(町村)の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市(町村)対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市(町村)の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(都市部における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領 (一例)

〇〇市(町村)長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤(〇〇剤と推定される。)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の〇〇市〇〇1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域(〇〇1丁目～5丁目)を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

〇〇市(町村)は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市(町村)における体制、職員派遣

ア 市(町村)対策本部の設置

指定を受けて、市(町村)長を長とする市(町村)対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(※) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市（町村）は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市（町村）の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市（町村）対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：〇〇市役所

イ 現地調整所設置場所：〇〇

参考 4 滋賀県国民保護協議会条例（平成 17 年 3 月 30 日公布）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 38 条第 8 項の規定に基づき、滋賀県国民保護協議会（以下（協議会）という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員および専門委員）

第 2 条 協議会の委員の定数は、60 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第 3 条 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第 5 条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

（部会）

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

（庶務）

第 7 条 協議会の庶務は、滋賀県総合政策部において処理する。

（任務）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 28 年滋賀県条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 13 号の 5 を第 13 号の 6 とし、第 13 号の 4 の次に次の 1 号を加える。

（13）の 5 滋賀県国民保護協議会の委員および専門委員

付 則(平成 20 年条例第 8 号抄)

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 28 年条例第 26 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

参考5 滋賀県国民保護対策本部および滋賀県緊急対処事態対策本部条例

(平成17年3月30日公布)

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条および法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、滋賀県国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)および滋賀県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 滋賀県国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 滋賀県国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 滋賀県国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから知事が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

3 本部長は、法第28条第7項の規定に基づき防衛大臣がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 対策本部の現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の対策本部の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(事務局)

第6条 対策本部の事務を処理するため、滋賀県総合政策部に事務局を置く。

(委任)

第7条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(滋賀県緊急対処事態対策本部)

第8条 第2条から前条までの規定は、滋賀県緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。付 則(平成19年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成28年条例第26号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

参考6 滋賀県国民保護計画部会運営要綱

(根 拠)

第1条 滋賀県国民保護協議会条例(平成17年滋賀県条例第3号)第6条の規定に基づき、滋賀県国民保護協議会(以下「協議会」という。)に滋賀県国民保護計画部会(以下「部会」という。)を設置する。

(目 的)

第2条 部会は、滋賀県国民保護計画案および重要な計画の変更案について作成する。

(委 員)

第3条 部会は、別表に掲げる委員で構成する。

(役 員)

第4条 部会に部会長、副部会長を置く。

- 2 部会長は、部会を総括する。
- 3 副部会長は、部会長が指名する。

(招 集)

第5条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、協議会の委員、幹事、その他の関係者の出席を求めることができる。
- 4 部会を招集するときは、予め、日時、場所、議題を定め、関係者に通知しなければならない。

(議 事)

第6条 部会は部会長が主宰する。

(部会の記録)

第7条 部会長は、部会記録を作成し、保管しなければならない。

(協議会への報告)

第8条 部会長は、第2条で定める事項について、必要に応じて協議会に報告するものとする。

(部会長への委任)

第9条 前条までに定めるもののほか、部会の運営に関し、必要な事項は、部会長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年5月16日から施行する。